

REPORT 2026

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

広尾町農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ

I. JAひろおの概要

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 経営理念・経営方針 | P 2 |
| 2. 主要な業務の内容 | P 2 |
| 3. 経営の組織 | P 3 |
| 4. 社会的責任と地域貢献活動 | P 8 |
| 5. リスク管理の状況 | P10 |
| 6. 自己資本の状況 | P13 |

II. 業績等

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. 直近の事業年度における事業の概況 | P13 |
| 2. 最近5年間の主要な経営指標 | P14 |
| 3. 決算関係書類(2期分) | P15 |

III. 信用事業

- | | |
|-------------------------|-----|
| 1. 信用事業の考え方 | P35 |
| 2. 信用事業の状況 | P35 |
| 3. 貯金に関する指標 | P36 |
| 4. 貸出金等に関する指標 | P37 |
| 5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高 | P39 |
| 6. 有価証券に関する指標 | P40 |
| 7. 有価証券等の時価情報 | P40 |
| 8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | P41 |
| 9. 貸出金償却の額 | P41 |

IV. その他の事業

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 営農指導事業 | P41 |
| 2. 共済事業 | P41 |
| 3. 購買事業 | P42 |
| 4. 販売事業 | P43 |
| 5. 利用加工事業 | P43 |

V. 自己資本の充実の状況

- | | |
|--|-----|
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | P44 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | P46 |
| 3. 信用リスクに関する事項 | P51 |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | P56 |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | P58 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | P58 |
| 7. CVAリスクに関する事項 | P58 |
| 8. マーケットリスクに関する事項 | P58 |
| 9. オペレーショナル・リスクに関する事項 | P58 |
| 10. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | P59 |
| 11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 | P59 |
| 12. 金利リスクに関する事項 | P59 |

VI. 財務諸表の正確性等にかかる確認

P61

VII. 沿革・歩み

P62

VIII. 記載項目

P65

IX. 定款

P66

ごあいさつ

日頃より当JAの事業に対しまして、格別なるご支援、ご高配を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

令和7年度の国内経済は、賃上げの広がりや設備投資の持ち直しなど明るい動きが見られたものの、物価上昇の長期化により家計・企業ともに負担感が残る状況で推移いたしました。特にエネルギー価格や原材料価格の変動は幅広い産業に影響を及ぼし、依然として不安定な経済環境が続いております。

農業分野においては、生産資材価格の高止まりや労働力不足などの課題が継続しておりますが食料安全保障への関心の高まりとともに、国内農業の重要性は一層認識されており、既存の生産者が安心して営農を継続できる環境づくりはもとより、次世代が将来に希望を持ち、新たな担い手を目指すことができるよう、国内の生産基盤を維持・強化するための取り組みが、今後さらに着実に進められていくことを期待するところです。

本町の農業生産は、4月中旬に融雪が確認され、春耕作業が開始されましたが、降雨の影響により耕起作業は遅れました。畑作物については、小豆を除き、耕起の遅れに伴い播種及び植え付けが平年より遅延し、さらに5月下旬の低温や6月以降の高温・乾燥の影響を受けました。飼料作物では、1番草は6月上旬の低温により、一時的に生育が停滞し、収量はやや少ない結果となりました。このため、収量確保を目的に収穫時期を遅らせる動きも見られました。2番草については、1番草刈り取り後の高温、乾燥の影響から、多くの圃場で夏枯れが発生し、収量は減少しました。一方、サイレージ用とうもろこしは、生育期間を通して気温が高く推移したことから生育は順調に進み、平年を上回る収量となりました。

農産部門は、作物によっては一部生育の遅れがあり、収量が減少したことから令和7年産の農産物の期末段階での取扱高は2億4千万円（前年度対比74.7%）と前年度を大きく下回りました。

畜産部門は、主力の酪農では、飼養管理の徹底と生産性向上の取り組みにより、町内の生乳生産量は69,719トン（前年度対比104.1%）と前年を上回る実績となりました。また、生乳取引単価の改定もあり、生乳販売額は前年を上回り、堅調に推移いたしました。

家畜生体販売の乳用牛部門は、市況の変動はあったものの、家畜取引価格においても回復傾向となったことから計画を大きく上回る6億円（前年度対比135.0%）となりました。また、和牛部門においては物価高の影響による消費の伸び悩みが続く一方、和子牛価格・和牛枝肉価格は持ち直しの動きが見られ、販売金額は前年度を上回る4億2千万円（前年度対比119.5%）となりました。

畜産品全体の取扱高は、生乳生産量の増加と乳価の引き上げなどにより87億4千万円（前年度対比110.9%）となり、農産品と合わせた総取扱高は、前年度を上回る89億9千万円（前年度対比109.4%）の実績となりました。これもひとえに、組合員各位ならびに関係各位のご理解とご協力の賜物であり、心より厚くお礼申し上げます。

農業、JAを取り巻く環境は依然として厳しい情勢ではありますが、各事業を通じ地域住民の皆様にご利用いただけるよう更なる研鑽に努め、顧客のニーズに沿った事業推進に取り組み、ますますご愛顧いただける組織作りに邁進する覚悟でございます。

今後とも本町農業の振興と本組合の事業運営に対するご理解とご支援を賜りますよう切にお願い申し上げ、組合員をはじめ地域住民の皆様がたゆまぬ努力をされていることに改めて敬意を表し、ご挨拶いたします。

令和8年6月

広尾町農業協同組合
代表理事組合長 鯖江 雅浩

I. JAひろおの概要

1. 経営理念・経営方針

(経営理念)

- 感謝の心を持ち、組合員と共に成長し、活気あふれる地域づくりに貢献します。

(経営方針)

- 組合員と共に、連携と絆を大切に、信頼と感謝を礎として挑戦を続け、未来と環境を守りながら、地域に愛される組織を目指します。
- 柔軟な発想で多様性を受け入れ、挑戦し続けることで、職員一人ひとりのスキルと成長を力に、未来に向けた安定的組織基盤の確立を目指します。
- 担い手の育成と技術継承を通じて次世代農業を支援し、環境に配慮した取り組みで組合員と地域農業の発展を目指します。

JA綱領 — わたしたちJAのめざすもの —

わたしたちは

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがい追求しよう。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

○ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、農協・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結び「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

1) 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、貯蓄貯金、定期積金、スーパー定期、大口定期などの各種貯金の目的、金額にあわせてご利用頂いております。

また、公共料金、都道府県民税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取給与振込み等もご利用頂けます。

○ 貯金商品一覧表（種類・特徴・期間・預入金額等）

貯金の種類	貯金の内容・特徴	期間	最低金額	付利単位
普通貯金	出し入れ自由な貯金で、個人のものは総合口座による当座貸越ができます。	定めなし	1円以上	1円
貯蓄貯金	出し入れ自由な貯金です。金利は残高にに応じ5段階で設定され、残高が増すほど有利となります。基準残高は10万円です。	定めなし	1円以上	1円
定期積金	契約期間内で掛け金を分割して受入、満期日以後に一括して支払いする貯金です。個人の場合は、総合口座の担保とすることができます。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上	1円
自由金利型定期貯金（スーパー定期貯金）	一般の定期貯金です。一括して受入満期日以後に一括して支払いする貯金で単利型、複利型があります。	1ヶ月以上5年以内	1円以上	1円
自由金利型定期貯金（大口定期貯金）	スーパー定期貯金と同じ内容ですが、受入金額が1,000万円以上の定期貯金です。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上	1円

※ 金利は、店頭の金利表示ボードに表示してあります。または、窓口までお問い合わせ下さい。

2) 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金を貸出して地域社会の発展のために貢献しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の資質向上・発展に貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

○ 貸出商品一覧表（種類・資金使途・期間・貸出金額等）

融 資 の 種 類	資 金 使 途	融資限度	返済期間	保証担保
貯 金 担 保 貸 付	特に定めません。	定期貯金の範囲内	1 年以内	定期貯金
共 済 担 保 貸 付 金 (短 期 貸 付)	特に定めません。	解約返戻金の80%以内	1 年以内	解約返戻金 (質権設定)
証 書 貸 付 金	組合員に対し、用途別に貸出致します。	担保または返済財源の範囲内	1 年以内	必要に応じ徴求
当 座 貸 越 (総 合 口 座)	特に定めません。	貸越限度額の範囲内	定めない	定期貯金
カ ー ド ロ ー ン	事業資金を除く生活に必要な資金を貸出致します。	10万円～300万円の貸越限度額の範囲内	1 年以内	農業信用基金協会
フルスペックローン	正組合員で自動車の購入に対して貸出致します。正組合員で営農に必要な農機具の購入に対して貸出致します。	購入金額の範囲内	10 年以内	農業信用基金協会
住 宅 ロ ー ン	組合員で住宅の新築、増改築、購入に対して貸出致します。	50万円～10,000万円以内	3 年以上 40 年以内	農業信用基金協会 第1順位の 抵当権設定
共 済 担 保 貸 付 金 (長 期 貸 付)	特に定めません。	解約返戻金の80%以内	1 年を超え 5 年以内	解約返戻金 (質権設定)
教 育 ロ ー ン	組合員に対し、就学師弟の入学金、授業料、施設 費等学校へ納付する費用、下宿代等必要な資金を貸出致します。	50万円以上 300万円以内	据置＋ 5 年以内	農業信用基金協会
マイカーローン	組合員に対し、自家用自動車の購入等に係る資金の貸出を致します。	500万円以内	7 年以内	農業信用基金協会
目 的 ロ ー ン	用途別に貸出致します。	500万円以内	7 年以内	民 間 保証機関
フ リ ー ロ ー ン	特に定めません。	500万円以内	5 年以内	各保証機関
長 期 貸 付 金	組合員に対し、用途別に貸出致します。	用 途 別 に 設 定	用 途 別 に 設 定	連帯保証・ 必要に応じ 徴求
農業近代化資金	正組合員に対し、用途別に貸出致します。 (制度資金要領の定めによる)	用 途 別 に 設 定	用 途 別 に 設 定	連帯保証・ 必要に応じ 徴求
農林漁業貸付金				
転 貸 貸 付 金				

3) 為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通じて全国のどの金融機関への送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

○ 為替手数料

			系 統 機 関	他 の 機 関
振 込 手 数 料	電 信 振 込	1万円未満（1件につき）	110円	440円
		1～5万円未満（1件につき）	220円	550円
		5万円以上（1件につき）	440円	770円
	文 書 振 込	1万円未満（1件につき）	110円	330円
		1～5万円未満（1件につき）	220円	440円
		5万円以上（1件につき）	440円	660円
送 金 手 数 料	普通振（送金・小切手）（1件につき）		440円	660円
	電 信 振 込（1件につき）		440円	880円
代金取立手数料	普 通 振 込（1件につき）		440円	660円
	至 急 振 込（1件につき）		440円	880円

4) サービス・その他

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振込サービスなどもお取り扱いしております。

その他に、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しの可能なキャッシュサービス等いろいろなサービスに努めております。

○ サービス・その他商品一覧表（種類・特徴等）

種 類	特 徴 等
内 国 為 替	ご送金、お振込、代金取立等、全国の金融機関と連携して取り扱いします。
給 与 振 込 ・ 年 金 受 取	給与・年金等が指定の口座に自動振込みされます。
自 動 振 替	公共料金、税金、電気・電話料、一般の取引料金等が口座より自動的に振替・支払い致します。
キャッシュサービス	貯金の出し入れがカードにより自由・迅速にご利用頂けます。全国のＪＡ、提携している全ての金融機関でご利用頂けます。営業時間内で系統機関の利用であれば手数料は無料です。
カ ー ド サ ー ビ ス	ＪＡカードの発行を致しています。

○ 共済事業

共済事業は、「ＪＡ共済」の愛称でご愛顧頂いており、皆様が安心してご利用頂けるよう保障内容を充実した商品を取り揃え、また、掛金につきましても金額および支払方法ともお客様の利便性を考慮し、ニーズに沿える内容のものとしており、自由にご選択頂けます。

皆様からお預かりした掛金は、全国のＪＡで組織する全国共済農業協同組合連合会につながり、有効に運用し、より有利な還元と万全の保障に努めております。

1) 長期共済（共済期間が５年以上の契約です。）

○ 終身共済

災害や入院への備えが幅広い生活保障プランで、多彩な特約で保障内容を自由に設計出来るのが特徴です。

- 基本タイプ
- 生活保障タイプなど

- 医療共済
入院、手術、死亡を一生にわたって保障します。
 - 介護共済
一生にわたって備えられる介護保障。
 - 予定利率変動型年金共済
豊かな老後のための年金共済で、バリエーション豊富にご希望のプランを設計し、計画的に年金をお受け取りになれます。
● 終身年金タイプ ● 定期年金タイプ
 - こども共済
お子様の入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランで、契約者（親）が万一のときは満期まで毎年養育年金がお受け取りになれます。（特約付加）
● 入学祝金タイプ ● 大学進学タイプ
 - 養老生命共済
万一の時の保障と、将来の資金づくりを両立させた共済で、入院や後遺障害も手厚く保障いたします。
● 基本タイプ ● 中途給付タイプなど
 - がん共済
がんと闘うための安心を一生にわたって手厚く保障します。
 - 建物更生共済
火災だけではなく地震などの自然災害も幅広く保障し、新・改築の資金づくりも行えます。
- 2) 短期共済 （共済期間が5年未満の契約です。）
- 自動車共済 万一の自動車事故に広く保障致します。
 - 自賠責共済 自賠法で全ての自動車に加入が義務付けされております。
 - 傷害共済 日常の「まさか」を8つの安心プランで保障致します。
 - 火災共済 建物・動産の火災損害を保障致します。

○ 営農指導事業

J Aは、農業者が互いに出資して組織を構成していますが、営農指導事業はJ A組織の本来の目的である事業で、農業者に対して健全な経営と経済力の向上、教育と情報提供、健康管理活動、福祉と青少年の育成、高効率で良質・安全な農畜産物の生産など、これらの指導と啓蒙・普及を行い更に農村での自然保護と環境保全、農村の整備と美化などの事項の目的達成のため、施策を立案・実行し、地域に融和した「豊かな活力のある農村造成」を推進しており、このことが本町の経済発展と活性化に繋がるものと信じ事業を進めております。

- 営農指導
農家組合員の健全経営と安心・安全で高品質な農畜産物の生産のため、技術・知識の普及推進および収支管理のサポートなど、営農指導と営農支援を行うと共に、この事業を通じて町の農業振興に寄与しております。
- 教育情報
広報誌「ピロロ」の発行と配布、人間ドックの受診支援など、組合員の体力向上に関する事業、各種研修会の開催などを行っています。
- 営農斡旋
関連機関誌、農業新聞、営農用品などの斡旋販売を致しております。
- 各種支援・助成
関連する外郭団体への支援と活動助成、老人・児童の活動に対する支援と助成など青少年育成と女性の地位向上、また、高齢者の福祉に関わる事業にも参画し応援しています。
- 乳牛検定・家畜登録
乳牛の乳量・乳質などを調べ、牛群改良により農家経営の改善と、農業者が飼育している家畜の登録を行っています。
- 生産履歴
農畜産の安全・安心を実現するため、生産履歴を記録や公開し生産現場から消費者に安全な食品が届けられる様に取り組んでいます。

○ 経済事業

1) 販売事業

地区内で生産された農畜産物を買取して販売する事業、生産者から生産物の販売を委託され行う事業があり、J Aは生産者の窓口となり販売物の流通に助力しております。

本町での農業生産は、気象・立地条件などから酪農・畜産が主流を成しており、農業総生産高の95%以上を畜産物が占めております。

地区内で生産される主な農産物は、甜菜、馬鈴薯、小麦などで、畜産物は、生乳（チーズなどの乳製品加工向け）、家畜個体販売が主な取扱物となっており、良質で安心な農畜産物の生産に努めております。

2) 購買事業

① 生産資材事業

肥料、飼料、農薬、種苗、包装資材など農業者が生産のために使用する資材を取り扱っています。

また、年数回、当J Aと取引を頂いている業者のご協力を得て、大・小工具類などの展示会を開催し、顧客の皆様の要望に沿った物品を提供できるよう努めております。

② 給油所事業

「ホクレンスタンド」の愛称でご愛顧頂いている事業で、ガソリン、軽油、灯油などの石油類の他、タイヤや車用品など、また、L Pガスの供給を主な取り扱いとしております。

また、灯油・給湯・L Pガスの配管工事、石油ストーブの点検・整備なども行っており、常にサービスの向上と技術・知識の研鑽に励み、地域皆様によりご愛顧頂ける営業を目指しております。

③ 車両整備工場

車両整備工場では、車両の車検整備（民間車検場認定）や故障の修理および販売、農機具の修理や制作および販売、車両・農機具の部品、用品の販売などの事業を行います。車両、農機具の整備には、それぞれ資格を有したスタッフを揃え、お客様の信頼に応え得る体制を整え、また、車検・整備の時には代替車を用意し、お客様に不便を来さないよう配慮し、常にご利用下さる皆様の身になって考え、末永くご愛顧頂ける事業を目指しております。また、鉄工製品の販売および出張サービスによる車両・農機具の修理も行っております。

④ 生活店舗事業

A コープ店としてご愛顧頂いている事業で、米、食料品、酒、タバコ、贈答品、日用雑貨、電化製品など日常生活に必要な用品を取り扱っており、地域の皆様の利便性を考慮した営業を行っています。

3) 利用・施設事業

① 生乳事業

良質で安心な生乳生産のため、農業者が生産した生乳の検査業務を行い、道内でもトップクラスの高品質な生乳生産に寄与しています。

② 生産施設事業

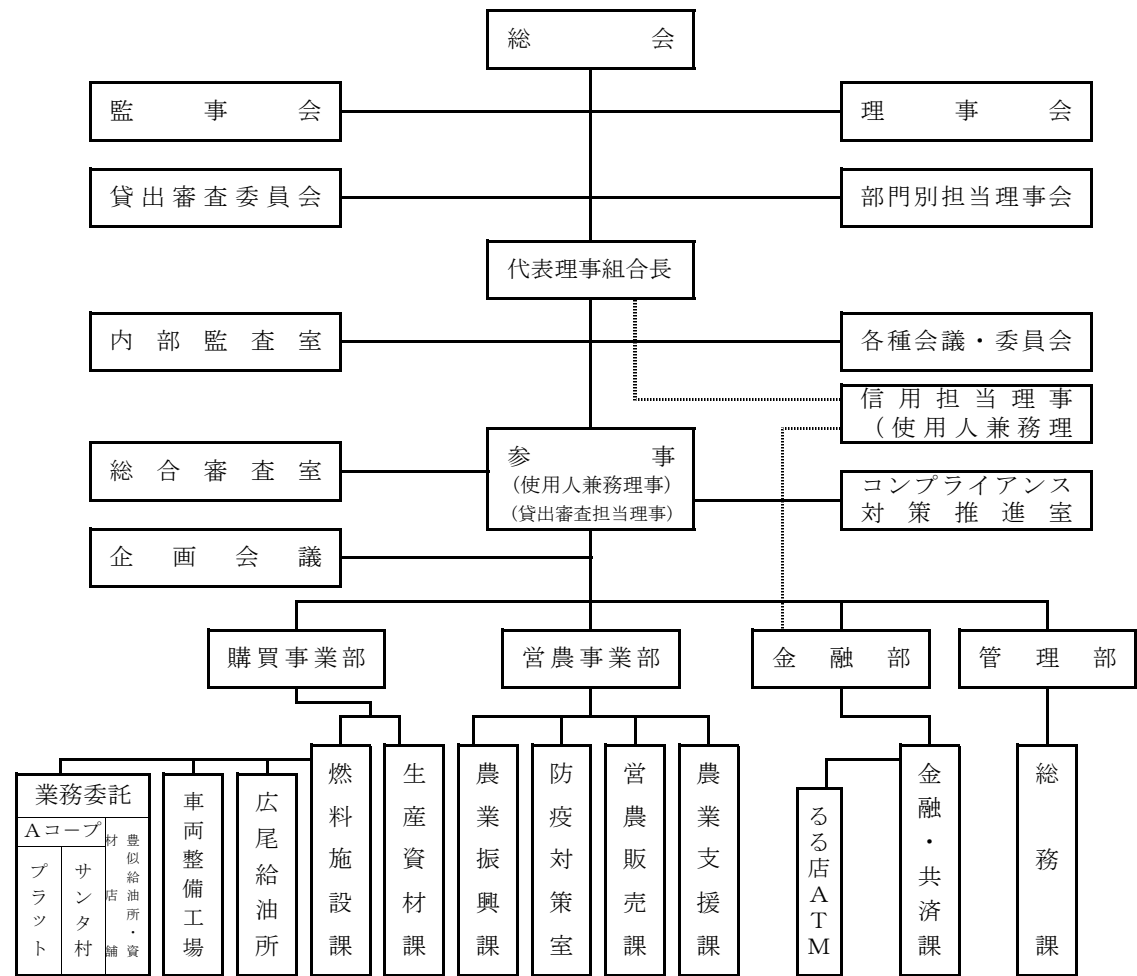
農業者の施設・機械などの生産基盤整備に係る事業の導入や農業施設の貸付を行っており、農業者が高効率の経営を営むためのサポートを行います。

4) コントラクター事業

酪農業の規模拡大により飼料作物面積が拡大し、粗飼料の適期収穫を支援する為、収穫を受託する組織を立ち上げ、酪農家の労働力低減に努めています。

3. 経営の組織

① 組織機構図（令和8年5月1日 現在）



② 組合員数

（令和8年2月28日 現在）

	6年度	7年度	増 減
正組合員	150	159	9
個人	128	136	8
法人	22	23	1
准組合員	407	406	△ 1
個人	375	373	△ 2
法人	32	33	1
合 計	557	565	8

③ 組合員組織の状況

（令和8年5月1日 現在）

組 織 名	代 表 者 名	構成員
J A 農事組合長会	(会 長) 佐 藤 哲 也	9
J A 青 年 部	(部 長) 山 川 高 史	12
J A 女 性 部	(部 長) 田 辺 晃 子	13
J A 酪 農 部 会	(部会長) 成 田 芳 樹	60
広尾町和牛改良組合	(組合長) 北 藤 和 利	8

④ 地区一覽

定款に定める事業地区 広尾町一円

⑤ 理事および監事の氏名・役職名

【役員一覽】

（令和8年5月1日 現在）

役 職 名	氏 名	備 考	役 職 名	氏 名	備 考
代表理事組合長	鯖 江 雅 浩		理事(貸出審査担当)	松 山 孝 三	参 事 兼 務
組合長代行理事	中 川 精 一		理事 (信用担当)	森 祐 司	金融部長兼務
理 事	小 田 治 義				
〃	田 中 了		代 表 監 事	山 川 幸 吉	
〃	梶 木 円 佳		監 事	北 藤 敦 博	
〃	古 関 祐 司		〃	鈴 木 孝 俊	員 外 監 事

⑥ 職員数

(令和8年2月28日 現在)

区 分	6年度	7年度	増減
参 事	1	1	0
一 般 職 員	51	55	4
合 計	52	56	4
う ち 常 勤 嘱 託	7	7	0

⑦ 事務所の名称および所在地

(令和8年2月28日 現在)

店 舗 名	所 在 地	電話番号 (FAX番号)	A T M設置台数
農 業 総 合 事 務 所 (管 理 部 ・ 営 農 事 業 部) (購 買 事 業 部) (金 融 部 ・ 金 融 店 舗)	広尾郡広尾町字紋別19線51番地20	5-2121 (FAX 5-2125)	1 台
購買事業部 燃料施設課 (広 尾 給 油 所) (車 両 整 備 工 場)	広尾郡広尾町並木通東3丁目	2-2454 (FAX 2-2202)	
資 材 店 舗 ・ 豊 似 給 油 所	広尾郡広尾町字紋別18線48番地5	5-2142 (FAX 5-2560)	
A コ ー プ サ ン タ 村	広尾郡広尾町字紋別18線48番地2	9-5577 (FAX 9-5577)	
A コ ー プ プ ラ ッ ト	広尾郡広尾町並木通東3丁目	2-3371 (FAX 2-3371)	
ルル店 A T M コ ー ナ ー	広尾郡広尾町丸山通北2丁目		1 台

(店舗外A T M設置台数 0 台)

⑧ 特定信用事業代理業者および共済代理店の状況

該当する特定信用事業代理業者および共済代理店はありません。

⑨ 子会社等の概要 (関連法人)

(令和8年2月28日 現在)

法 人 名	所 在 地	主要事業内容	資本金 (千円)	出資比率 (%)
株 式 会 社 ビ ラ オ ロ	広尾町字野塚3線10番地	TMRセンター	11,000	58.54
南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合	広尾郡大樹町幸町3番地3	酪農ヘルパー事業	300	33.33
株 式 会 社 ハ ッ ク ス	広尾町字紋別18線49番地18	コントラクター	8,200	39.47

4. 社会的責任と地域貢献活動

開 示 項 目	開 示 内 容
◇ 全般に関する事項	
協同組織の特性	当 J A は、広尾町を事業地域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている組合組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。 当 J A の資金は、その大半が組合員の皆様からお預かりした大切な財産である「貯金」を財源とし、資金を必要とする組合員の皆様にご利用頂いております。 当 J A は、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開しております。 また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービスなどを提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。
組 合 員 数	5 6 5 名 (うち、正組合員 1 5 9 名・准組合員 4 0 6 名)
出 資 金	6 1 1, 6 8 6 千円 (6 1 1, 6 8 6 口)

開 示 項 目	開 示 内 容
1. 地域からの資金調達の状況	
貯金・積金残高	11,001,447千円 ・要求払 6,742,324千円 ・定期性 4,259,123千円
2. 地域への資金供給の状況	
貸出金残高	組合員等 3,384,405千円 そ の 他 17,525千円
制度融資取扱状況	○ 農業近代化資金 119,390千円 ○ 転貸貸付金 1,060,879千円 ○ 畜産特別資金 455,427千円 ○ 畜産経営緊急支援資金 192,186千円 ○ JA農業経営緊急支援資金 168,760千円
融資商品	○ 地域農業者に対する資金メニュー ・短期貸付金 ・割賦貸付金 ・農業経営支援資金 ・家畜導入支援資金 ・農家経済改善資金 ・生活改善資金 ・個別排水水洗便所改造資金 ・農機具ローン ・フルスペックローン ・JA農業経営ステップアップローン ○ 地域農業者および地域住民に対する資金メニュー ・JA教育ローン ・フリーローン ・リフォームローン ・JA住宅ローン ・マイカーローン（自動車ローン） ・手形貸付金（貯金担保・共済担保）
3. 文化的・社会的貢献に関する事項	
文化的・社会的貢献に関する事項	○学校給食への地元農畜産物の提供に係る支援 町内産の牛乳を町内の学校給食の食材として提供し、農畜産物の消費拡大に向けたPRを行っております。 ○交通安全啓発への取り組み 街頭啓発活動への参加やセーフティラリーへの参加、デイライト運動による交通事故防止活動を行っております。
利用者ネットワーク化への取組	○年金友の会への活動支援 年金友の会（会員66名）が行う研修会や親睦旅行の企画や実施など活動全般にわたって支援を行っております。

開 示 項 目	開 示 内 容
情報提供活動	○ くみあいだより（ピロロ）の発行 ・ 年間 6 回の発行 ○ F A X などを通じて組合員への情報提供 ・ J A 独自および行政・系統機関などからの情報を提供
店舗体制	○ 金融事業を行っている店舗 ・ 本所事務所 1 ヶ所 A T M 1 台 ・ A T M のみ 1 ヶ所 A T M 1 台（フクハラ・ルル店）
4. 地域貢献に関する事項（地域との繋がり）	
地域貢献に関する事項	○十勝管内の中高生による職業体験学習の受け入れ 毎年、町内の中高生を中心にインターンシップによる職業体験学生の受け入れを積極的に行い、農業に対する理解と見識を広く深める取り組みを行っております。 ○小学生による農場見学・農業体験への支援 町内小学生を対象とした農場見学や農業体験などの実施に対して見学先の手配や体験学習のサポートを積極的に行っております。
農業振興活動	○ファーマーズマーケットの開設 「サンタまるしえ」による野菜直売を週 1 回広尾給油所前で開催。

5. リスク管理の状況

1) リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して J A をご利用頂くためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要と考えております。

このため、有効な内部管理体制を構築し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じリスク管理体制の充実強化に努めています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 J A は、個別の重要案件および大口案件については貸出審査委員会をへて理事会において対応方針を決定し、また、通常の貸出案件につきましては融資審査部門において与信審査を行っています。

審査にあたっては、貸出先の償還能力や担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っています。

また、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

不良債権については、管理・回収方針を定め回収に努めるとともに、資産の健全化に取り組んでいます。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどを言います。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、変動リスクとは、有価証券などの価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、市場リスクを的確に把握することにより収益化および財務の安定化を図っています。

なお、当ＪＡでは売買目的および満期保有目的等の有価証券を取り扱っておりません。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、および市場の混乱などにより市場において取引できないため、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または、外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きに係る各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備し、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスク管理とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主点検・内部監査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当ＪＡでは、内部監査部門により経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価をし、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は計画に基づきＪＡの業務のすべてを対象とし、実施しています。

監査結果は、代表理事組合長および監事に報告したのち、理事会に付議され改善事項については、改善に取り組んでおります。

2) 法令遵守の体制（コンプライアンスの取り組み）

① 基本方針

当ＪＡは、昭和２３年の創業以来「ＪＡとして社会の望むことおよび時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げ、この基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

また、関係法令をはじめとし、定款、規約、組織内部の各種規程、要領、手続等を遵守することは社会の公器であることから、当ＪＡとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また、最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者から信頼を得るためには、法令などを遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要となっています。

このため、コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

② 運営体制

運営体制につきまして、当JAは業務の運営や法令、ルール of 厳格な遵守を通じ、基本理念の実現に向け、以下に掲げた体制で法令遵守の取組体制の強化を図って参ります。

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部門にコンプライアンス推進委員を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引き書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・員外監事の登用
- ・学経理事の登用
- ・理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・融資審査部署の設置
- ・内部監査室の設置
- ・朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・役職員の法務研修派遣の実施
- ・法令等の内部研修会の実施

3) 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：01558-5-2121 月～金 午前9時から午後5時）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JAマリンバンク相談所）にお申し出ください。（電話：03-6837-1359）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化などに取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、25.38%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	広尾町農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	1,652百万円（前年度1,623百万円）

・普通出資による資本調達額 611,686千円（前年度 626,785千円）

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ. 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概況

2月まで本格的な降雪がなく、土壌凍結が平年より深まったものの、3月31日には融雪期を迎え耕起が始まり、4月下旬から5月上旬の断続的な降雨によって農作業が停滞しました。

酪農畜産では生乳生産は暑熱対策や良質な1番草の給与などにより69,719t（前年対比104.1%）となりました。

農産物・畜産物を合わせた農業総生産高では、生乳生産量の増加と乳価の引き上げ等に伴い、昨年度の98億円を上回る105億円となりました。

SNS等を活用した取り組みでは、定期的に農協の活動内容を投稿し、フォロワー数やチャンネル登録数の増加を図りました。

金融事業につきまして、貯金部門では定期貯金の増強に向けた冬のボーナスキャンペーンの実施や、窓口セールスによるインターネットバンキングの普及、各種口座振替の推進に取り組み、貯金獲得増強に努め、計画対比103.9%の110億円の結果となりました。

融資部門では、JAバンクローンであるマイカー・教育ローンなど金利引下げキャンペーンを実施し、利用拡大に向けたPR活動に努めました。

共済事業につきまして、建物更生共済を中心に長期共済の契約を獲得、その後も窓口でのチラシ配布による広域活動により、大口契約の獲得やこども共済等の生命系の新規獲得等により、確実に取り扱い高を確保しております。

購買事業につきましては、系統肥料への利用集約推進と大口利用者に奨励対策を実施しました。

農業を取り巻く情勢は、依然として厳しい状況ですが、当JAと致しましては、より地域に密着した事業展開を行い強固な運営基盤を構築すべく財務内容の一層の健全化に向け努力して参りたいと考えております。

2. 直近5年間の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	5,059,646	2,064,493	2,094,045	2,149,548	2,291,196
信用事業収益	104,188	98,933	90,548	97,484	120,133
共済事業収益	47,469	45,315	45,865	47,106	47,328
農業関連事業収益	4,892,670	1,877,345	1,923,545	1,990,167	2,101,259
その他事業収益	15,319	42,900	34,087	14,791	22,476
経常利益	105,575	96,551	39,941	120,196	102,182
当期剰余金	87,474	79,225	38,463	97,389	83,675
出資金	635,617	631,477	635,823	626,785	611,686
出資口数	635,617	631,477	635,823	626,785	611,686
純資産額	1,563,711	1,592,593	1,597,694	1,652,606	1,683,062
総資産額	14,501,542	14,599,980	14,709,267	14,819,356	15,382,201
貯金等残高	9,938,158	10,212,652	10,473,916	10,580,646	11,001,447
貸出金残高	3,436,345	3,130,263	3,001,262	3,179,341	3,401,930
有価証券残高	0	0	0	0	0
剰余金配当額	46,016	38,407	32,471	39,831	39,923
出資配当の額	3,176	3,155	3,179	3,128	3,057
事業利用分量配当の額	42,840	35,252	29,292	36,703	36,866
職員数	50人	54人	52人	52人	56人
単体自己資本比率	23.58%	21.95%	22.13%	22.29%	25.38%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

注3) 令和4年度より収益認識に関する会計基準を適用しております。

3. 決算関係書類（2期分）

① 貸借対照表

（単位：千円）

資 産 の 部			負 債 ・ 純 資 産 の 部		
科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
1. 信用事業資産	12,509,027	12,955,062	（ 負 債 の 部 ）		
(1) 現 金	46,375	53,999	1. 信用事業負債	11,747,751	12,134,328
(2) 預 金	9,229,120	9,432,260	(1) 貯 金	10,580,646	11,001,447
系統預金	9,202,917	9,411,400	(2) 借 入 金	1,107,131	1,061,879
系統外預金	26,203	20,860	(3) 組合員勘定貸方残	—	—
(3) 貸 出 金	3,179,341	3,401,930	(4) 信用雑負債	53,766	66,108
(4) 組合員勘定借方残	—	—	未払費用	3,763	7,203
(5) その他の信用事業資産	59,104	72,354	その他信用事業負債	50,003	58,905
未収収益	58,551	70,880	(5) 債務保証	6,208	4,894
その他の資産	553	1,474	2. 共済事業負債	40,890	37,623
(6) 債務保証見返	6,209	4,895	(1) 共済借入金	0	0
(7) 貸倒引当金(控除)	△ 11,122	△ 10,376	(2) 共済資金	23,061	19,848
2. 共済事業資産	0	0	(3) 未経過共済付加収入	17,562	17,620
(1) その他の共済事業資産	—	—	(4) 共済未払費用	267	155
(2) 共済貸付金	0	0	(5) その他共済事業負債	—	—
3. 経済事業資産	1,042,241	1,180,936	3. 経済事業負債	1,127,076	1,288,279
(1) 受取手形	—	—	(1) 経済事業未払金	1,080,271	1,247,447
(2) 経済事業未収金	926,037	1,056,443	(2) 経済受託債務	603	678
(3) 経済受託債権	18,993	19,554	(3) その他経済事業債務	46,202	40,154
(4) 棚卸資産	64,325	78,142	(4) 特別会計貸勘定	—	—
購買品	64,325	78,142	4. 設備借入金	101,441	87,400
販売品	—	—	5. 雑負債	94,812	92,394
(5) その他の経済事業資産	33,963	28,314	(1) 未払法人税等	21,690	16,206
リース債権	9,084	2,640	(2) リース債務	9,084	2,640
(6) 特別会計借勘定	—	—	(3) その他の債務	64,038	73,548
(7) 貸倒引当金(控除)	△ 1,077	△ 1,517	6. 諸引当金	36,307	42,748
4. 雑資産	81,250	67,523	(1) 賞与引当金	11,245	12,478
5. 固定資産	375,897	376,986	(2) 退職給付引当金	—	—
(1) 有形固定資産	375,205	376,435	(3) 役員退任慰労引当金	25,062	30,270
建物	616,925	616,925	7. 繰延税金負債	18,473	16,367
構築物	259,027	259,027	負債の部合計	13,166,750	13,699,139
車両運搬具	104,078	104,507	（ 純 資 産 の 部 ）		
機械装置	88,495	105,577	1. 組合員資本	1,651,244	1,681,002
その他の有形固定資産	74,512	70,531	(1) 出資金	626,785	611,686
家畜	21,263	23,315	(2) 利益剰余金	1,025,706	1,069,551
土地	92,505	92,505	利益準備金	470,000	490,000
減価償却累計額(控除)	△ 881,600	△ 895,952	その他利益剰余金	555,706	579,551
(2) 無形固定資産	692	551	金融基盤強化積立金	161,000	161,000
6. 外部出資	720,588	721,587	肥料協同購入積立金	3,787	3,787
(1) 外部出資	721,088	722,087	リスク管理積立金	36,650	36,650
系統出資	662,957	662,957	税効果積立金	6,866	7,039
系統外出資	49,031	50,030	経営基盤強化積立金	208,000	233,000
子会社出資等	9,100	9,100	家畜疾病対策積立金	20,000	17,050
(2) 外部出資等損失引当金	△ 500	△ 500	当期末処分剰余金	119,403	121,025
7. 前払年金費用	90,353	80,107	（うち当期剰余金）	(97,389)	(83,675)
8. 繰延税金資産	0	0	(3) 処分未済持分(控除)	△ 1,247	△ 235
			2. 評価・換算差額等	1,362	2,060
			(1) その他有価証券評価差額金	1,362	2,060
			純資産の部合計	1,652,606	1,683,062
資産の部合計	14,819,356	15,382,201	負債・純資産の部合計	14,819,356	15,382,201

② 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度	科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1. 事業総利益	572, 188	613, 044	(9) 施設・利用事業収益	167, 004	171, 359
事業収益	2, 116, 331	2, 242, 027	生乳事業収益	148, 895	153, 175
事業費用	1, 544, 142	1, 628, 983	生産施設事業収益	18, 109	18, 184
(1) 信用事業収益	97, 484	120, 133	(10) 施設・利用事業費用	106, 543	109, 226
資金運用収益	86, 187	110, 098	生乳事業費用	104, 550	107, 057
(うち預金利息)	1, 928	17, 446	生産施設事業費用	1, 993	2, 169
(うち貸出金利息)	45, 948	54, 600	施設・利用事業総利益	60, 461	62, 133
(うちその他受取奨励金)	38, 311	38, 052	(11) 指導事業収入	98, 685	105, 675
役務取引等収益	8, 745	8, 247	(12) 指導事業支出	81, 583	86, 129
その他経常収益	2, 552	1, 788	指導収支差額	17, 102	19, 546
(2) 信用事業費用	35, 178	47, 822	2. 事業管理費	462, 202	521, 350
資金調達費用	13, 484	28, 099	(1) 人 件 費	354, 362	403, 109
(うち貯金利息)	6, 593	21, 568	(2) 業 務 費	41, 088	43, 167
(うち給付補てん備金繰入)	1	11	(3) 諸税負担金	12, 895	13, 225
(うち借入金利息)	6, 890	6, 520	(4) 施 設 費	50, 480	56, 399
役務取引等費用	1, 617	1, 572	(5) その他事業管理費	3, 377	5, 450
その他経常費用	20, 077	18, 151	事業利益	109, 986	91, 694
(うち信用雑費)	18, 227	18, 897	3. 事業外収益	14, 791	22, 476
(うち貸倒引当金繰入額戻入益)	1, 850	△ 746	(1) 受取雑利息	155	242
信用事業総利益	62, 306	72, 311	(2) 受取出資配当金	7, 252	7, 269
(3) 共済事業収益	47, 106	47, 328	(3) 貸 貸 料	4, 782	4, 452
共済付加収入	44, 318	43, 803	(4) 雑 収 入	2, 602	10, 513
その他の収益	2, 788	3, 525	4. 事業外費用	4, 581	11, 988
(4) 共済事業費用	2, 395	2, 232	(1) 支払雑利息	1, 459	1, 281
共済推進費	1, 029	1, 064	(2) 寄 付 金	362	410
共済保全費	1, 000	884	(3) 貸倒引当金戻入益 (事業外)	△ 11	△ 1
その他の費用	366	284	(4) 雑 損 失	2, 771	10, 298
共済事業総利益	44, 711	45, 096	経常利益	120, 196	102, 182
(5) 購買事業利益	1, 584, 289	1, 670, 469	5. 特別利益	-	-
購買品供給高	1, 395, 817	1, 452, 534	(1) 一般補助金	-	-
購買手数料	88, 467	87, 040	(2) その他の特別利益	-	-
その他収益	100, 005	130, 895	6. 特別損失	57	273
(うち購買雑収益)	29, 460	31, 070	(1) 固定資産処分損	57	273
(うち燃料雑収益)	12, 264	11, 890	(2) その他の特別損失	-	-
(うち車両整備工場収益)	58, 281	87, 935	税引前当期利益	120, 139	101, 909
(6) 購買事業 (農業関連) 費用	1, 313, 891	1, 379, 376	法人税・住民税および事業税	22, 557	17, 686
購買品供給原価	1, 216, 461	1, 277, 277	法人税等調整額	193	△ 2, 402
その他の費用	97, 430	102, 099	法人税等合計	22, 750	15, 284
(うち購買雑費)	32, 029	31, 677	当期剰余金	97, 389	86, 625
(うち燃料雑費)	43, 566	42, 403	当期首繰越剰余金	22, 014	34, 400
(うち整備工場費用)	21, 934	27, 598	会計方針の変更による累積的影響額	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 99	421	遡及処理後当期首繰越剰余金	-	-
購買事業 (農業関連) 総利益	270, 398	291, 093	経営基盤強化積立金取崩額	-	-
(7) 販売事業収益	140, 189	153, 756	家畜疾病対策積立金取崩額	-	-
販売品販売高	18, 838	16, 540	税効果積立金取崩額	-	-
販売手数料	115, 077	125, 143	当期末処分剰余金	119, 403	121, 025
その他の収益	6, 274	12, 073			
(8) 販売事業費用	22, 979	30, 891			
販売品販売原価	18, 541	16, 296			
その他の費用	4, 438	14, 595			
(うち販売雑費)	6, 163	14, 576			
(うち貸倒引当金繰入額戻入益)	△ 1, 725	19			
販売事業総利益	117, 210	122, 865			

③ 剰余金処分計算書

(単位：円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1. 当期末処分利益剰余金	119,403,202	121,025,202
2. 剰余金処分数額	85,003,231	88,017,708
(1) 利益準備金	20,000,000	20,000,000
(2) 任意積立金	25,172,327	28,094,821
金融事業基盤強化積立金	－	5,000,000
肥料共同購入準備積立金	－	－
経営基盤強化積立金	25,000,000	20,000,000
税効果積立金	172,327	144,555
家畜疾病対策積立金	－	2,950,266
(3) 出資配当金	3,127,690	3,057,255
(4) 事業利用分量配当金	36,703,214	36,865,632
3. 次期繰越剰余金	34,399,971	33,007,494

注 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和 6 年度	0.5 %	令和 7 年度	0.5 %
---------	-------	---------	-------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

令和 6 年度	34,399,971 円	令和 7 年度	33,007,494 円
---------	--------------	---------	--------------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的および積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種 類	積 立 目 的	目 標 金 額	取 崩 基 準
金融事業基盤強化積立金	金融自由化に伴い競争力のある農協金融事業の確保のため	毎事業年度末の貯金残高(含カカン)の15/1000以上	信用事業に係る支出および不健全債権が発生した場合に取り崩す
肥料協同購入準備積立金	肥料価格の変動に対して組合員の負担軽減を図るため	3,787千円	肥料価格が上昇し組合員に相当の負担が発生した場合に取り崩す
リスク管理強化積立金	将来の貸付リスクに対する財源確保	36,650千円	貸付金に対するリスクが著しく悪化した場合のみ取り崩す
税効果積立金	繰延礼金試算の回収可能性の見直しおよび税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩しに係る支出	当期に発生した法人税調整額の残高全額	繰延税金資産の取り崩し(税率の引き下げを含む)が発生した場合に取り崩す
経営基盤強化積立金	組合の損失金の補てん又は組合の事業の改善発展及び農業振興に係る支出に備えるため	毎年度組合自己資本額の20/100以上	別に定める取り崩し基準の事由が発生した場合、理事会付議の上取り崩す
家畜疾病対策積立金	町内の有畜農家においてサルモネラ症等の疾病が発生した場合に発生農場の損害の一部を補填するための財源確保	20,000千円	別に定める取り崩し基準の事由が発生した場合、理事会付議の上取り崩す

(令和6年度)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

〔市場価格のない株式等〕 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元低価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法) を採用しています。

- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者 (以下「破綻先」という) に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者 (以下「実質破綻先」という) に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 (以下「破綻懸念先」という) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

- ③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当期は退職給付債務より年金資産が多いことからこの差額を「前払年金費用」として貸借対照表に計上しています。

- ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

・購買事業 (農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- (6) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっています。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (8) 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しています。
(注) この表示に伴い各項目の合計が相違する場合があります。
- (9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
- ③ 共同計算について
共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 7,039 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積り額については、令和6年12月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 12,200 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は300,972千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 181,906千円 構築物 115,606千円 機械 3,460千円

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 60,822 千円

子会社に対する金銭債務の総額 11,952 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

・理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,386 千円

・理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法第35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しています。

イ. 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ. 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ハ. 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の権利をいう）の給付。

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は54,101千円、危険債権額は6,948千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は61,049千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額 571,056 千円

うち事業取引高 571,056 千円

うち事業取引以外の取引高 - 千円

子会社等との取引による費用総額 - 千円

うち事業取引高 - 千円

うち事業取引以外の取引高 - 千円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、設備投資のために借入を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純資産目的（その他有価証券）で保有しています。これら発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、設備投資の一環として借り入れた、北海道信用農業協同組合連合会からの期限付き経済事業設備借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ、信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、信用管理課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ、市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券のポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.98%上昇したものと想定した場合には、経済価値が31,767千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	9,229,120	9,203,623	△ 25,497
貸出金	3,179,341	-	-
貸倒引当金 (*1)	△ 11,122	-	-
貸倒引当金控除後	3,168,219	3,235,840	67,621
経済事業未収金	926,037	-	-
貸倒引当金 (*2)	△ 1,077	-	-
貸倒引当金控除後	924,960	924,960	-
外部出資	2,514	2,514	-
資産計	13,324,813	13,366,937	42,124
貯金	10,580,646	10,536,378	△ 44,268
借入金 (*3)	1,208,571	1,173,871	△ 34,700
経済事業未払金	1,080,271	1,080,271	-
負債計	12,869,488	12,790,520	△ 78,968

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 101,440千円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、有価証券及び外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ、経済事業未収金

経済未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ、経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資(*)	718,574
外部出資等損失引当金	500
引当金控除後	718,074

* 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金融債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	9,029,120	200,000	-	-	-	-
貸出金 (*1, 2)	483,017	324,630	304,249	279,359	254,860	1,479,125
経済事業未収金(*3)	925,488	-	-	-	-	-
合計	10,437,625	524,630	304,249	279,359	254,860	1,479,125

(*1) 貸出金のうち、当座貸越57,672千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等54,101千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等549千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*1)	8,614,045	671,262	686,541	321,433	287,365	-
借入金	157,342	139,075	131,153	112,167	103,707	463,687
設備借入金	14,040	14,187	14,337	14,488	14,641	29,748
合計	8,785,427	824,524	832,031	448,088	405,713	493,435

(*1) 貯金のうち、要求払い貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は償却額	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	632	2,514	1,882
	合 計	632	2,514	1,882

なお、上記評価差額から繰延税金負債520千円を差し引いた額1,362千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約による J A退職金給付制度及び全共連との契約に基づく確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	89,032 千円
①退職給付費用	△ 11,788 千円
②退職給付の支払額	1,091 千円
③特定退職金共済制度への拠出金	3,545 千円
④年金資産（確定給付型年金制度）への拠出金	8,473 千円
調整額合計	1,321 千円 ①～④の合計
期末における前払年金費用	90,353 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整

① 退職給付債務	△ 169,358 千円
② 年金資産（確定給付型年金制度）	203,844 千円
③ 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	55,867 千円
④ 未積立退職給付債務	90,353 千円 ①+②+③
⑤ 貸借対照表計上額純額	90,353 千円
⑥ 前払年金費用	90,353 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	11,788 千円
合 計	11,788 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,603千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年4月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、31,460千円となっています。

8. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,110 千円
役員退職慰労引当金	6,932 千円
減価償却超過額	2,516 千円
未払事業税	1,413 千円
繰延税金資産小計	13,971 千円
評価性引当額	△ 6,932 千円
繰延税金資産合計(A)	7,039 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 24,991 千円
その他有価証券評価差額金	△ 521 千円
繰延税金負債合計(B)	△ 25,512 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 18,473 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.7 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.97 %
事業分量配当金	△ 8.45 %
住民税均等割・事業税率差異等	0.12 %
評価性引当額の増減	0.94 %
その他	△ 1.65 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.21 %

9. 賃貸等不動産関係

町内において、賃貸商業施設を所有しています。令和6年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,678千円（賃貸収益は事業外収益及び生産施設収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
189,016	△ 12,163	176,853	491,695

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

12. その他の注記

該当ありません。

(令和7年度)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

〔市場価格のない株式等〕 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元低価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

- ③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当期は退職給付債務より年金資産が多いことからこの差額を「前払年金費用」として貸借対照表に計上しています。

- ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

・購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

- (6) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっています。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (8) 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しており、切り捨てられた科目については「0」で表示しています。
(注) この表示に伴い各項目の合計が相違する場合があります。
- (9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
- ③ 共同計算について
共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 7,183 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。
次年度以降の課税所得の見積り額については、令和7年12月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、将来の税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- (2) 固定資産の減損
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 - 千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年12月に作成した収支シミュレーションを基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 11,894 千円
② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は300,972千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 181,906千円 構築物 115,606千円 機械 3,460千円

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	177,932 千円
子会社に対する金銭債務の総額	24,883 千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- ・理事及び監事に対する金銭債権の総額 - 千円
- ・理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法第35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しています。

- イ. 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限り）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。
- ロ. 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。
- ハ. 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の権利をいう）の給付。

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は56,788千円、危険債権額は69,819千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- ② 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
- ③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は126,607千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	641,099 千円
うち事業取引高	641,099 千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
子会社等との取引による費用総額	- 千円
うち事業取引高	- 千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、設備投資のために借入を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純資産目的（その他有価証券）で保有しています。これら発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、設備投資の一環として借り入れた、北海道信用農業協同組合連合会からの期限付き経済事業設備借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ、信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、信用管理課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ、市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券のポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意志決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.75%上昇したものと想定した場合には、経済価値が23,702千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	9,432,260	9,415,187	△ 17,073
貸出金	3,401,930	-	-
貸倒引当金 (*1)	△ 10,376	-	-
貸倒引当金控除後	3,391,554	3,384,203	△ 7,351
経済事業未収金	1,056,443	-	-
貸倒引当金 (*2)	△ 1,517	-	-
貸倒引当金控除後	1,054,926	1,054,926	-
外部出資	3,508	3,508	-
資産計	13,882,248	13,857,824	△ 24,424
貯金	11,001,447	10,946,515	△ 54,932
借入金 (*3)	1,149,279	1,087,684	△ 61,595
経済事業未払金	1,247,447	1,247,447	-
負債計	13,398,173	13,281,646	△ 116,527

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金 87,400千円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、有価証券及び外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ、経済事業未収金

経済未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ、借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ、経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

外部出資(*)	718,579
外部出資等損失引当金	500
引当金控除後	718,079

* 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金融債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	8,894,260	538,000	-	-	-	-
貸出金(*1, 2)	504,257	350,544	330,379	308,791	277,275	1,580,933
経済事業未収金(*3)	1,055,362	-	-	-	-	-
合計	10,453,879	888,544	330,379	308,791	277,275	1,580,933

(*1) 貸出金のうち、当座貸越73,886千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等49,751千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,081千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*1)	9,286,291	535,783	763,043	248,945	167,385	-
借入金	141,425	133,773	118,463	109,991	93,106	465,121
設備借入金	14,187	14,337	14,488	14,641	14,795	14,952
合計	9,441,903	683,893	895,994	373,577	275,286	480,073

(*1) 貯金のうち、要求払い貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は償却減価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	631	3,508	2,877
	合 計	631	3,508	2,877

なお、上記評価差額から繰延税金負債816千円を差し引いた額2,060千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度及び全共連との契約に基づく確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	90,353 千円	
①退職給付費用	△ 22,079 千円	
②退職給付の支払額	534 千円	
③特定退職金共済制度への拠出金	3,466 千円	
④年金資産（確定給付型年金制度）への拠出金	7,833 千円	
調整額合計	△ 10,246 千円	①～④の合計
期末における前払年金費用	80,107 千円	期首＋調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

① 退職給付債務	△ 194,026 千円	
② 年金資産（確定給付型年金制度）	214,285 千円	
③ 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	59,848 千円	
④ 未積立退職給付債務	80,107 千円	①＋②＋③
⑤ 貸借対照表計上額純額	80,107 千円	
⑥ 前払年金費用	80,107 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	22,079 千円
合 計	22,079 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,282千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年4月現在における令和13年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、27,987千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,451 千円
役員退職慰労引当金	8,576 千円
減価償却超過額	1,917 千円
未払事業税	1,257 千円
繰延税金資産小計	15,201 千円
評価性引当額	△ 8,018 千円
繰延税金資産合計(A)	7,183 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 22,734 千円
其他有価証券評価差額金	△ 816 千円
繰延税金負債合計(B)	△ 23,550 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 16,367 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.65 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.01 %
事業分量配当金	△ 10.30 %
住民税均等割・事業税率差異等	0.15 %
各種税額控除等	△ 3.17 %
評価性引当額の増減	0.89 %
その他	0.57 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.44 %

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は559千円減少し、其他有価証券評価差額金は20千円減少し、法人税等調整額は539千円増加しております。

9. 賃貸等不動産関係

町内において、賃貸商業施設を所有しています。令和7年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、1,123千円（賃貸収益は事業外収益及び生産施設収益に、主な賃貸費用は減価償却費に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
176,852	△ 11,882	164,970	491,695

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. その他の注記

該当ありません。

12. 重要な後発事象

該当ありません。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	120,139	101,909
減価償却費	31,914	35,110
減損損失		
役員退職慰労引当金の増加額	4,824	5,208
貸倒引当金の増加額	14	△ 307
賞与引当金の増加額	△ 116	1,234
退職給付引当金の増加額		
外部出資等損失引当金の増減額		
信用事業資金運用収益	△ 86,188	△ 110,098
信用事業資金調達費用	13,483	28,099
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 7,407	△ 7,511
支払雑利息	1,459	1,280
固定資産売却損益	58	273
固定資産除去損	△ 669	△ 12,736
(信用事業活動による資産および負債の増減)		
貸出金の純増減	△ 178,079	△ 222,589
預金の純増減	805,000	△ 913,000
貯金の純増減	106,729	420,801
信用事業借入金の純増減	△ 116,036	△ 45,252
その他の信用事業資産の純増減	7,911	36,458
その他の信用事業負債の純増減	24,789	8,059
(共済事業活動による資産および負債の増減)		
共済貸付金の純増減		
共済借入金の純増減		
共済資金の純増減	△ 13,190	△ 3,214
未経過共済付加収入の純増減	△ 10	58
その他の共済事業資産の純増減		
その他の共済事業負債の純増減	119	△ 111
(経済事業活動による資産および負債の増減)		
受取手形および経済事業未収金の純増減	△ 101,953	△ 130,406
経済受託債権の純増減	352	△ 561
棚卸資産の純増減	21,003	△ 13,816
支払手形および経済事業未払金の純増減	△ 2,869	167,175
経済受託債務の純増減	196	75
その他経済事業資産の純増減	12,307	5,649
その他経済事業負債の純増減	17,922	△ 6,048
(その他の資産および負債の増減)		
未払消費税等の純増減	197	△ 4,754
その他の資産の純増減	23,758	23,974
その他の負債の純増減	25,471	8,850
信用事業資金運用による収入	81,278	60,524
信用事業資金調達による支出	△ 12,271	△ 23,951
共済貸付金利息による収入		
共済借入金利息による支出		
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 29,292	△ 36,703
小 計	750,843	△ 626,321
雑利息および出資配当金の受取額	7,407	7,511
雑利息の支払額	△ 1,459	△ 1,280
法人税等の支払額	△ 1,477	△ 23,169
事業活動によるキャッシュ・フロー	755,314	△ 643,259

科 目	令和6年度	令和7年度
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
補助金の受入による収入		
固定資産の取得による支出	△ 27,663	△ 36,744
固定資産の売却による収入	1,065	13,008
外部出資による支出	△ 5	△ 5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,603	△ 23,741
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入		
経済事業借入金の返済による支出	△ 13,895	△ 14,040
出資の増額による収入	43,367	8,202
出資の払戻による支出	△ 53,720	△ 23,320
持分の譲渡による収入	60	1,247
持分の取得による支出	△ 60	△ 1,247
出資配当金の支払額	△ 3,179	△ 3,128
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,427	△ 32,286
4. 現金および現金同等物に係る換算差額		
5. 現金および現金同等物の増加額(又は減少額)	701,273	△ 699,286
6. 現金および現金同等物の期首残高	211,222	912,495
7. 現金および現金同等物の期末残高	912,495	213,209

⑥ 部門別損益計算書

【令和6年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他	営農指導事業	共通管理費
事業収益①	2,134,757	97,484	47,106	1,891,482	-	98,685	
事業費用②	1,562,569	35,178	2,395	1,443,413	-	81,583	
事業総利益③ (①-②)	572,188	62,306	44,711	448,069	-	17,102	
事業管理費④	462,202	56,299	36,633	280,816	-	88,454	
うち人件費	354,362	45,183	28,336	212,051	-	68,792	
うち業務費	41,089	4,879	3,850	22,472	-	9,888	
うち諸税負担金	12,895	1,492	1,107	8,051	-	2,245	
うちその他事業管理費	3,377	464	340	1,851	-	722	
うち施設費	50,479	4,281	3,000	36,391	-	6,807	
(うち減価償却費⑤)	31,914	1,844	1,349	25,769	-	2,952	
※うち共通管理費⑥		11,944	9,321	79,477	-	14,828	115,570
(うち減価償却費⑦)		1,496	1,145	7,162	-	2,015	11,818
事業利益⑧ (③-④)	109,986	6,007	8,078	167,253	-	△ 71,352	
事業外収益⑨	14,791	1,455	1,139	10,412	-	1,785	
うち共通分⑩		1,455	1,139	10,072	-	1,785	14,451
事業外費用⑪	4,581	414	303	3,216	-	648	
うち共通分⑫		172	135	1,191	-	211	1,709
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	120,196	7,048	8,914	174,449	-	△ 70,215	-
特別利益⑭	-	-	-	-	-	-	
うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	57	-	-	57	-	-	
うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	120,139	7,048	8,914	174,392	-	△ 70,215	
営農指導事業分配賦額⑲	-	4,733	3,904	61,578	-		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	120,139	2,315	5,010	112,814	-		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【令和7年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他	営農指導事業	共通管理費
事業収益①	2,268,720	120,133	47,328	1,995,584	-	105,675	
事業費用②	1,655,676	47,822	2,232	1,519,493	-	86,129	
事業総利益③ (①-②)	613,044	72,311	45,096	476,091	-	19,546	
事業管理費④	521,350	64,166	40,755	317,191	-	99,238	
うち人件費	403,109	51,208	31,479	246,801	-	73,621	
うち業務費	43,168	5,509	3,999	24,731	-	8,929	
うち諸税負担金	13,225	1,624	1,157	8,482	-	1,962	
うちその他事業管理費	5,450	1,023	745	2,304	-	1,378	
うち施設費	56,398	4,802	3,375	34,873	-	13,348	
(うち減価償却費⑤)	35,110	1,479	1,008	23,453	-	9,170	
※うち共通管理費⑥		12,547	8,566	82,526	-	13,127	116,766
(うち減価償却費⑦)		1,105	761	5,063	-	1,284	8,213
事業利益⑧ (③-④)	91,694	8,145	4,341	158,900	-	△ 79,692	
事業外収益⑨	22,476	1,694	1,156	11,925	-	7,701	
うち共通⑩		1,694	1,156	11,469	-	1,753	16,072
事業外費用⑪	11,988	533	369	4,554	-	6,532	
うち共通⑫		441	300	2,983	-	456	4,180
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	102,182	9,306	5,128	166,271	-	△ 78,523	-
特別利益⑭	-	-	-	-	-	-	
うち共通⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失⑯	3,223	-	-	2,950	-	273	
うち共通⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	98,959	9,306	5,128	163,321	-	△ 78,796	
営農指導事業分配賦額⑲	-	5,705	3,814	69,277	-		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	98,959	3,601	1,314	94,044	-		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配分基準等は、次のとおりです。

令和6年度	共通管理費等	業務人員及び事業利益割
	営農指導事業	業務人員及び事業利益割
令和7年度	共通管理費等	業務人員及び事業利益割
	営農指導事業	業務人員及び事業利益割

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：千円)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他	営農指導事業	計
令和6年度	共通管理費等	10.30%	8.10%	68.80%		12.80%	100.00%
	営農指導事業	6.70%	5.60%	87.70%			100.00%
令和7年度	共通管理費等	10.80%	7.30%	70.70%		11.20%	100.00%
	営農指導事業	7.30%	4.80%	87.90%			100.00%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	15,382,201	12,955,062	0	1,180,936		-	1,246,203
総資産 (共通資産配分後)	15,382,201	12,959,476	3,181	1,395,749		-	1,023,795
(うち固定資産)	(283,929)	(4,414)	(3,181)	(214,813)			(61,521)

※ 営農指導事業の資産は農業関連事業資産に含まれている。(配分が困難なため)

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

J Aでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出を行っております。

貸出にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付を行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域の皆さまの生活にお役に立つよう資金の貸出の推進も積極的に行ってまいります。

② J Aバンクシステムについて

J Aバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJ Aバンクとなるため、全国のJ A・信連・農林中金の総合力を結集し、J Aバンク法（注1）に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」（注2）として活動していく新たな取り組みのことです。

このJ Aバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆様の満足度をより高めていきます。

注1：J Aバンク法（再編強化法）

「J Aバンクシステム」が確実に機能し、J Aバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏付けとして整備された法律です。

注2：ひとつの金融機関

J Aバンクは、J Aバンク会員（J A・都道府県段階での信連・農林中金）で構成されるグループ名です。J Aバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆様により身近でより便利なメインバンクとなることを目指しております。

2. 信用事業の状況

【主要な業務の状況を示す指標】

① 利益総括表

（単位：千円・％）

	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	72,703	81,999	9,296
役務取引等収支	7,128	6,675	△ 453
その他信用事業収支	△ 17,525	△ 16,363	1,162
信用事業粗利益	62,306	72,311	10,005
信用事業粗利益率	0.51 %	0.58 %	0.08 %
事業粗利益	590,132	607,161	17,029
事業粗利益率	3.39 %	3.45 %	0.06 %
事業純益	127,930	85,811	△ 42,119
実質事業純益	127,930	85,811	△ 42,119
コア事業純益	127,930	85,811	△ 42,119
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	127,930	85,811	△ 42,119

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

注3) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

② 資金運用収支の内訳

（単位：千円・％）

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	12,319,389	35,397	0.29	12,441,069	57,287	0.46
預 金	9,096,012	1,928	0.02	9,046,701	17,446	0.19
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
貸 出 金	3,223,377	33,469	1.04	3,394,368	39,841	1.17
資金調達勘定	11,667,092	13,483	0.12	11,780,212	28,088	0.24
貯金・定期積金	10,356,119	6,593	0.06	10,633,065	21,568	0.20
借 入 金	1,310,973	6,890	0.53	1,147,147	6,520	0.57
総資金利ざや			0.17			0.22

注1) 総資金利ざやは、つぎの算式により計算しております。

〔資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)〕

注2) 経費率は、つぎの算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高×100〕

③ 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	2,694	21,890
うち預 金	1,753	15,518
うち有価証券	-	-
うち貸 出 金	941	6,372
支 払 利 息	5,597	14,605
うち貯金・定期積金	5,609	14,975
うち譲渡性預金	-	-
うち借 入 金	△ 12	△ 370
差 し 引 き	△ 2,903	7,285

注1)増減額は前年度対比です。

④ 利益率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.69 %	0.58 %	△ 0.11 %
資 本 経 常 利 益 率	7.56 %	6.31 %	△ 1.25 %
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.56 %	0.48 %	△ 0.08 %
資 本 当 期 純 利 益 率	6.13 %	5.17 %	△ 0.96 %

注1)次の算式により計算しております。

総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率=当期純利益(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

資本当期純利益率=当期純利益(税引後)/純資産勘定平均残高×100

3. 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円・％)

	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	6,392,976 (61.7 %)	6,503,265 (61.2 %)	110,289
定 期 性 貯 金	3,963,143 (38.3 %)	4,129,800 (38.8 %)	166,657
そ の 他 の 貯 金	- (- %)	- (- %)	-
小 計	10,356,119 (100 %)	10,633,065 (100 %)	276,946
譲 渡 性 貯 金	- (- %)	- (- %)	-
合 計	10,356,119 (100 %)	10,633,065 (100 %)	276,946

注1)流動性貯金=普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金

注2)定期性貯金=定期貯金+定期積金+営農貯金

注3)()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円・％)

	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	3,428,956 (100 %)	3,341,518 (100 %)	△ 87,438
うち固定金利定期	3,428,956 (100 %)	3,341,518 (100 %)	△ 87,438
うち変動金利定期	- (- %)	- (- %)	-

注1)固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2)変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3)()内は構成比です。

③ 貯金者別貯金残高

(単位：千円・％)

	令和6年度	令和7年度	増 減
組 合 員 貯 金	8,910,349 [84.2 %]	9,339,813 [84.9 %]	429,464
組合員外の貯金	1,670,297 [15.8 %]	1,661,634 [15.1 %]	△ 8,663
地方公共団体	- (- %)	- (- %)	-
その他非営利法人	- (- %)	- (- %)	-
そ の 他 員 外	1,670,297 (15.8 %)	1,661,634 (15.1 %)	△ 8,663
合 計	10,580,646 (100 %)	11,001,447 (100 %)	420,801

注1)[]()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付金	44,843	59,523	14,680
証書貸付金	3,054,416	3,231,274	176,858
当座貸越	124,118	103,571	△ 20,547
割引手形	-	-	-
合 計	3,223,377	3,394,368	170,991

② 貸出金の金利条件別内訳

(単位：千円・%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出残高	2,808,793	2,947,308	138,515
固定金利貸出構成比	88.3 %	86.6 %	△ 1.7 %
変動金利貸出残高	370,548	454,622	84,074
変動金利貸出構成比	11.7 %	13.4 %	1.7 %
残 高 合 計	3,179,341	3,401,930	222,589

③ 貸出先別貸出金残高

(単位：千円・%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
組合員貸出	3,153,706 [99.2 %]	3,384,406 [99.5 %]	230,700
組合員外の貸出	25,635 [0.8 %]	17,524 [0.5 %]	△ 8,111
地方公共団体	- (- %)	- (- %)	-
その他非営利法人	- (- %)	- (- %)	-
その他員外	25,635 (0.8 %)	17,524 (0.5 %)	△ 8,111
合 計	3,179,341 (100 %)	3,401,930 (100 %)	222,589

注1) [] () 内は構成比です。

④ 貸出金の担保別内訳

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	362,352	361,026	△ 1,326
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	572,734	650,091	77,357
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	935,086	1,011,117	76,031
農業信用基金協会保証	2,198,883	2,318,428	119,545
そ の 他 保 証	45,372	72,385	27,013
小 計	2,244,255	2,390,813	146,558
信 用	-	-	-
合 計	3,179,341	3,401,930	222,589

⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	-	-	-
小 計	-	-	-
信 用	6,209	4,895	△ 1,314
合 計	6,209	4,895	△ 1,314

⑥ 貸出金の使途別内訳

(単位：千円・%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金 残 高	1,918,485	2,015,479	96,994
設 備 資 金 構 成 比	60.34 %	59.25 %	△ 1.10 %
運 転 資 金 残 高	1,260,856	1,386,451	125,595
運 転 資 金 構 成 比	39.66 %	40.75 %	1.10 %
残 高 合 計	3,179,341	3,401,930	222,589

⑦ 業種別の貸出金残高

(単位：千円・%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	3,090,479 (97.2 %)	3,301,037 (97.0 %)	210,558
林 業	- (- %)	- (- %)	-
水 産 業	- (- %)	- (- %)	-
製 造 業	- (- %)	- (- %)	-
鉱 業	- (- %)	- (- %)	-
建 設 業	- (- %)	- (- %)	-
電気・ガス・熱供給・水道業	- (- %)	- (- %)	-
運 輸 ・ 通 信 業	- (- %)	- (- %)	-
卸売・小売・食品店	- (- %)	- (- %)	-
金 融 ・ 保 険 業	- (- %)	- (- %)	-
不 動 産 業	- (- %)	- (- %)	-
サ ー ビ ス 業	- (- %)	- (- %)	-
地 方 公 共 団 体	- (- %)	- (- %)	-
そ の 他	88,862 (2.8 %)	100,893 (3.0 %)	12,031
合 計	3,179,341 (100 %)	3,401,930 (100 %)	222,589

注1) [] () 内は構成比です。

⑧ 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和6年度	令和7年度	増	減
貯 貸 率	期 末	19.6 %	21.3 %		1.7 %
	期 中 平 均	19.1 %	21.3 %		2.2 %
貯 証 率	期 末	- %	- %		- %
	期 中 平 均	- %	- %		- %

注1) 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100

注2) 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

注3) 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100

注4) 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

⑨ 主要な農業関係の貸出残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,609,868	2,785,646	175,778
穀 作	-	-	-
野 菜 ・ 園 芸	-	-	-
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	34,534	98,534	64,000
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2,575,334	2,687,112	111,778
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	-	-	-
合 計	2,609,868	2,785,646	175,778

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通・に關係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記に「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別〔貸出金〕 (単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	788,824	957,765	168,941
農業制度資金	1,821,044	1,827,881	6,837
農業近代化資金	88,040	119,390	31,350
その他制度資金	1,733,004	1,708,491	△ 24,513
合 計	2,609,868	2,785,646	175,778

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは、①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営経営基盤強化資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑩ 受託貸付金 (単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,450,723	3,264,934	△ 185,789
そ の 他	42,395	30,490	△ 11,905
合 計	3,493,118	3,295,424	△ 197,694

注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

注1. 破綻先債権

元本または、利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または、利息の取立てまたは、弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または、同項第4号に規定する事由が生じているものです。

注2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建または、支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のものです。

注3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または、利息の支払いが約定支払日の翌月から3ヵ月以上延滞している貸出金（注1・注2に掲げるものを除く。）です。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または、支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（注1、注2および注3に掲げるものを除く。）です。

5. 農協法および金融再生法に基づく開示債権残高 (単位：千円)

	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
【令和6年度】					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	54,101	54,041	-	60	54,101
危 険 債 権	6,948	-	-	-	-
要 管 理 債 権	-	-	-	-	-
小 計	61,049	54,041	-	60	54,101
正 常 債 権	3,143,941				
合 計	3,204,990				
【令和7年度】					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	56,788	56,281	447	60	56,788
危 険 債 権	69,820	62,371	7,448	-	69,819
要 管 理 債 権	-	-	-	-	-
小 計	126,608	118,652	7,895	60	126,607
正 常 債 権	3,287,340				
合 計	3,413,948				

注1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

注2. 危険債権

「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状況および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りが出来ない可能性の高い債権です。

注3. 要管理債権

「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます

注4. 正常債権

「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

		令和6年度	令和7年度	増 減
国	債	-	-	-
地 方	債	-	-	-
社	債	-	-	-
株	式	788	871	83
外 国	債 券	-	-	-
そ の 他 の	証 券	-	-	-
合	計	-	-	-

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する商品有価証券はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

		1年以下	1年超 3 年以下	3年超 5 年以下	5年超 7 年以下	7年超 10 年以下	10年超	期 間 の 定めなし	合 計
令和 6 年度	国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	株 式	-	-	-	-	-	-	632	632
	外 国 債 券	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 7 年度	国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	株 式	-	-	-	-	-	-	631	631
	外 国 債 券	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-

7. 有価証券等の時価情報

① 有価証券等の取得価額または契約価額、時価および評価損

(単位：千円)

保 有 区 分	令和6年度			令和7年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	-	-	-	-	-	-
その他の証券	632	2,514	1,882	631	3,508	2,877
合 計	632	2,514	1,882	631	3,508	2,877

注1. 金融商品会計基準に基づき、有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

注2. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格に基づく時価により計上したものであります。

注3. その他有価証券については、評価損益から繰延税金資産を差し引いた額を「その他有価証券評価差額金」として貸借対照表に表示しております。

② 金銭の信託

該当する取引はありません。

③ 「次に掲げる取引と貯金等との組み合わせによる、受入時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品」の取得価額、時価、評価損益

イ. デリバティブ取引 ロ. 金融等デリバティブ取引 ハ. 有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期繰入高	当 期 取 崩 額		純繰入額 (△純取崩額)	期末残高
			目的使用	そ の 他		
令和 6 年度	一般貸倒引当金	11,963	11,591	-	△ 372	11,591
	個別貸倒引当金	223	609	-	386	609
合 計		12,186	12,200	-	14	12,200
令和 7 年度	一般貸倒引当金	11,591	10,812	-	△ 779	10,812
	個別貸倒引当金	609	1,082	-	473	1,082
合 計		12,200	11,894	-	△ 306	11,894

9. 貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(単位：千円)

	科 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
収 益	賦 課 金	30,446	31,799	1,353
	実 費 収 益	3,576	3,032	△ 544
	指 導 受 入 補 助 金	10,234	10,027	△ 207
	受 託 指 導 収 入	37,462	39,975	2,513
	乳 牛 検 定 事 業 収 入	16,967	20,842	3,875
合 計		98,685	105,675	6,990
費 用	営 農 改 善 指 導 費	18,918	21,288	2,370
	教 育 情 報 費	1,227	1,367	140
	生 活 改 善 費	-	-	-
	指 導 支 払 補 助 金	4,200	4,100	-100-
	営 農 指 導 雑 支 出	40,027	40,885	858
	乳 牛 検 定 事 業 支 出	17,211	18,489	1,278
	合 計	81,583	86,129	4,546

2. 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		新 契 約 高	保 有 契 約 高	新 契 約 高	保 有 契 約 高
生命総合共済	終身共済	151,199	9,595,592	30,182	9,331,668
	定期生命共済	78,000	421,000	43,000	454,000
	養老生命共済	2,000	1,361,850	-	1,048,610
	こども共済	1,000	379,700	-	363,200
	医療共済	-	1,000	-	1,000
	がん共済	-	29,500	-	27,500
	介護共済	-	30,940	1,000	31,940
	定期医療共済	-	19,200	-	19,200
	年金共済	-	50,000	-	50,000
	建物更生共済	1,214,390	14,517,670	961,720	14,476,040
合 計		1,445,589	26,026,752	1,035,902	25,439,958

注 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注 2. こども共済は、養老生命共済の内数として表示しております。

注 3. J A 共済は、J A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A および全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用頂ける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注４．生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済の共済金額保有高」に記載する。

② 医療系共済の共済金保有高

(単位：千円)

種類	令和６年度		令和７年度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
医療共済	-	2,811	-	2,685
	-	-	-	-
がん共済	10	755	653	1,000
定期医療共済	-	35	-	35
合 計	10	3,601	653	3,720

注１．「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

③ 介護共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類	令和６年度		令和７年度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
介護共済	-	43,710	1,332	45,042
合 計	-	43,710	1,332	45,042

注１．「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種類	令和６年度		令和７年度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
年金開始前	1,504	99,356	549	94,799
年金開始後	-	25,862	-	26,520
合 計	1,504	125,218	549	121,319

注１．金額は、年金年額について記載しています。

⑤ 短期共済新契約高

(単位：件・千円)

種類	令和６年度		令和７年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
火 災 共 済	233	2,801,810	231	2,790,960
自 動 車 共 済	1,340	65,219	1,335	69,718
傷 害 共 済	1,077	4,601,000	806	3,625,000
賠 償 責 任 共 済	1	1	1	1
自 賠 責 共 済	447	7,256	464	7,428
合 計	3,098	7,475,286	2,837	6,493,107

注１．「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

注２．自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 購買事業

① 購買品取扱高

(単位：千円)

		令和６年度	令和７年度	増 減
生産資材	肥 料	419,202	461,108	41,906
	農 薬	51,739	48,421	△ 3,318
	温 床 ・ 包 装 資 材	48,398	50,754	2,356
	種 苗	87,694	93,481	5,787
	飼 料	2,295,593	2,349,342	53,749
	他 の 生 産 資 材	168,645	148,822	△ 19,823
	石 油 類	758,517	775,667	17,150
	小 計	3,829,788	3,927,595	97,807
生活物資	日 用 雑 貨	-	-	-
	そ の 他	35,648	32,391	△ 3,257
	小 計	35,648	32,391	△ 3,257
整備工場	部 品	214,774	225,283	10,509
	農 機 具	390,558	304,574	△ 85,984
	自 動 車	19,857	13,828	△ 6,029
	小 計	625,189	543,685	△ 81,504
合 計		4,490,625	4,503,671	13,046

4. 販売事業

① 販売取扱高

(単位：千円)

		令和6年度		令和7年度		増減 (②-①)
		数量	取扱額①	数量	取扱額②	
共計品	小麦	3,948 俵	20,561	3,427 俵	24,173	3,612
	甜菜	15,549 ト	224,091	11,175 ト	184,053	△ 40,038
	種子馬鈴薯	- 俵	-	- 俵	-	-
	澱原用馬鈴薯	30,598 俵	62,953	27,906 俵	42,222	△ 20,731
	大根	- ト	-	- ト	-	-
買取品	小計		307,605		250,448	△ 57,157
	小豆	654 俵	17,718	541 俵	16,296	△ 1,422
	菜豆類	31 俵	823	- 俵	-	△ 823
	その他農産品	- 俵	-	- 俵	-	-
	経産牛	- 頭	-	- 頭	-	-
買取品	初妊牛	- //	-	- //	-	-
	育成牛	- //	-	- //	-	-
	初生牛	- //	-	- //	-	-
	肉用牛	- //	-	- //	-	-
	馬	- //	-	- //	-	-
受託品	小計		18,541		16,296	△ 2,245
	蔬菜類					-
	種子馬鈴薯	- 俵	-	- 俵	-	-
	生乳	66,957 ト	7,022,255	69,719 ト	7,646,752	624,497
	乳用牛					
受託品	経産牛	111 頭	34,345	110 頭	51,329	16,984
	初妊牛	577 //	294,893	568 //	388,406	93,513
	育成牛	297 //	71,618	283 //	85,907	14,289
	初生牛	780 //	42,842	723 //	73,325	30,483
	肉用牛	1,118 //	419,460	1,115 //	496,673	77,213
受託品	馬他	1 //	324	1 //	177	△ 147
	小計		7,885,737		8,742,569	856,832
合計			8,211,883		9,009,313	797,430

② 手数料等

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	増減
共計品	4,992	3,914	△ 1,078
受託品	110,085	121,229	11,144
合計	115,077	125,143	10,066

5. 利用・加工事業

(単位：千円)

	科目	令和6年度	令和7年度	増減
収益	生乳事業	148,895	153,175	4,280
	生産施設事業	18,109	18,184	75
	合計	167,004	171,359	4,355
費用	生乳事業	104,550	107,057	2,507
	生産施設事業	1,993	2,169	-
	合計	106,543	109,226	2,507

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,611	1,641
うち、出資金及び資本準備金の額	627	612
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	1,026	1,070
うち、外部流出予定額（△）	40	40
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	11
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	1,623	1,652
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	－	－
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	－	－
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	65	57
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連す るものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	－	－

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	65	57
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,558	1,594
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,932	6,147
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,054	134
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	6,986	6,281
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	22.29%	25.38%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和 6 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	46	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	9,268	1,854	74
	法人等向け	206	203	8
	中小企業等向け及び個人向け	62	39	2
	抵当権付住宅ローン	22	4	0
	不動産取得等事業向け	—	—	—
	三月以上延滞等	52	77	3
	取立未済手形	1	0	0
	信用保証協会等保証付	2,392	236	9
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	163	162	6
	（うち出資等のエクスポージャー）	163	162	6
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—

上記以外	2,537	3,357	134
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	558	1,394	56
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	7	17	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,972	1,945	78
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	14,749	5,932	237
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	14,749	5,932	237

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	1,054	42
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	6,986	279

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和 7 年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	54	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9,480	1,896	76
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	ガバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0	0
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	878	698	28
	（うちトランザクター向け）	1	1	0
	不動産関連向け	32	12	1
	（うち自己居住用不動産等向け）	32	12	1
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	48	70	3
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	1	0	0
	信用保証協会等による保証付	2,507	247	10
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	164	163	6
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	2,212	3,060	122

(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	558	1,395	55
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	7	18	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,647	1,647	66
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-

中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	15,376	6,146	246
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	
	-	-	-
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	
	134	5	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	
	6,281	251	

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	134
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	5
BI	89
BIC	11

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
(アリスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イリスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。)

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和 6 年度				令和 7 年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	1,040	1,040	-	-	1,139	1,139	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	2	2	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	9,231	-	-	-	9,482	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	769	48	-	-	766	45	-	-
	個 人	2,097	2,097	-	51	2,277	2,277	-	47
	その他	1,612	6	-	1	1,709	5	-	-
業種別残高計		14,749	3,191	-	52	15,375	3,468	-	47
	1年以下	9,133	103	-	-	9,022	138	-	-
	1年超3年以下	328	128	-	-	665	127	-	-
	3年超5年以下	238	238	-	-	272	272	-	-
	5年超7年以下	423	423	-	-	357	357	-	-
	7年超10年以下	564	563	-	-	964	964	-	-
	10年超	1,621	1,621	-	-	1,484	1,484	-	-
	期限の定めのないもの	2,442	115	-	-	2,611	126	-	-
残存期間別残高計		14,749	3,191	-	-	15,375	3,468	-	-
信用リスク 期末残高		14,749	3,191	-	52	15,375	3,468	-	47
信用リスク 平均残高		12,342	3,226	-	-	12,515	3,418	-	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		信用リスク・ アセットの 額	リスク・ウェイト の加重平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目		
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	54	-	54	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	9,480	-	9,480	-	1,896	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	-	-	-	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	823	538	796	54	698	82
（うちトランザクター向け）	45	-	13	-	1	1	45
不動産関連向け	20～150	31	-	31	-	12	38
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	31	-	31	-	12	38
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	47	-	47	-	70	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	1	-	1	-	0	20
信用保証協会等による保証付	0～10	2,507	-	2,474	-	247	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	163	-	163	-	163	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	2,207	5	2,207	5	3,060	600
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	558	-	558	-	1,395	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	7	-	7	-	18	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,642	5	1,642	5	1,647	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	6,146	-

注1）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年度については、記載しておりませ

④ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他						合計
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他						合計
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他					合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他					合計
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他				合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	250%	400%	その他								合計
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	45%	75%	100%	その他									合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
（うちトランザクター向け）	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他		合計
不動産関連向け (うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他							合計
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60%	その他											合計
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100%	150%	その他										合計
不動産関連向け (うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50%	100%	150%	その他									合計
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	0%	10%	20%	100%	その他								合計
現金	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
取立未済手形	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
信用保証協会等による保証付	-	2	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年度については、記載しておりません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する R7.6 変更

(単位:百万円)

		令和6年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	120
	リスク・ウェイト2%	－
	リスク・ウェイト4%	－
	リスク・ウェイト10%	2,358
	リスク・ウェイト20%	9,291
	リスク・ウェイト35%	－
	リスク・ウェイト50%	1
	リスク・ウェイト75%	53
	リスク・ウェイト100%	2,310
	リスク・ウェイト150%	51
	リスク・ウェイト250%	565
	その他	－
	リスク・ウェイト 1250%	－
自己資本控除額		－
合 計		14,749

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	12,104			12,051
40%～70%		13	10%	1
75%	61	525	10%	112
80%				
85%	721			715
90%～100%	12			12
105%～130%				
150%	47			47
250%	163			163
400%				
1250%				
その他	0	0	10%	0
合 計				13,101

注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和 6 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－
地方三公社向け	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－
法人等向け	3	－
中小企業等向け及び個人向け	1	－
抵当権付住宅ローン	－	22
不動産取得等事業向け	－	－
三月以上延滞等	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
上記以外	22	－
合 計	26	22

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位:百万円)

	令和 7 年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	19	－	－
自己居住用不動産等向け	－	21	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	19	21	－

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の規程類によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

- 自己資本比率算出要領
- 自己資本比率算出事務手続
- 内部統制規程
- 情報システム運用管理規程 など
- 事務リスク管理規程
- 災害対策計画(BCP)

②BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

③ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	722	722	721	721
合計	722	722	721	721

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,882	—	2,877	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEの前事業年度末からの変動要因は、預け金の運用年限が短期化していることによるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

※金融庁・農水省自己資本開示告示 第2条第3項第9号関係

VI. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農業協同組合施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部門が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部監査体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年4月21日

広尾町農業協同組合

代表理事組合長 鯖江 雅浩

Ⅶ. 沿革・歩み

年 度	主 な る で き ご と
昭和23年	広尾町農業協同組合、広尾町野塚農業協同組合が設立
〃 24年	広尾町家畜人工授精所、広尾町家畜診療所を設置
〃 25年	農村全域に有線共同聴取施設を設置 第1次乳牛増殖5ケ年計画樹立
〃 26年	澱粉工場の新設
〃 28年	広尾町農協婦人部が結成
〃 29年	広尾町野塚農協婦人部が結成 農村地域への電気導入計画を着手(昭34年 農山漁村電気導入事業)
〃 30年	第2次乳牛増殖6ケ年計画の樹立
〃 32年	道知事より合併勧告を受け、合併準備を進める
〃 33年	広尾町農協と広尾町野塚農協が合併する(合併後の名称は広尾町農業協同組合)
〃 34年	へき地農山漁村電気導入事業により電気導入工事を開始(昭42年 無灯農家解消)
〃 35年	広尾町農協と広尾町野塚農協の婦人部が合併 乳牛 1,000頭、生乳生産量 1 万石達成記念式典を挙行
〃 36年	組合員勘定制度を採用 種雄馬ブリュノー号をフランスから導入
〃 37年	農協本所(豊似)、支所(野塚)の事務所および生活店舗を新築 豊似給油所を新設 紋別バス利用組合が発足
〃 38年	広尾町共済組合へ業務移管(家畜人工授精、家畜診療、家畜登録) 開拓農協の事務受託
〃 39年	第1次農業構造改善事業計画地域の指定 乳質改善で十勝優秀賞、道優秀賞を受賞
〃 40年	種雄馬ブリュノー号の仔が十勝共進会で最高位賞を受賞
〃 42年	野塚支所給油所を新設
〃 43年	農協、共済組合創立20周年記念式典を開催 第1次農業構造改善事業地区に指定 乳牛 3,000頭、生乳生産量 6,000トン達成記念式典の車両整備工場を新設
〃 44年	第1次農業構造改善事業に着手(昭46年 完了) 農村集団電話の開通 専務制の廃止
〃 45年	農村電気の北電移管 乳牛頭数 4,300頭、農業総販売高のうち生乳販売高が85%となる
〃 46年	生乳集出荷施設(クーラーステーション)建設 広尾並木店(Aコープ店)を新設 車両検査場を新設(陸運より民間車検場として認可を受ける) 広尾開拓農協が解散
〃 47年	第2次農業構造改善事業に着手(昭52年 完了) 広尾給油所を新設 生乳集出荷施設の機能拡充(ミルクプラントを増設)
〃 48年	種子馬鈴薯貯蔵および撰別施設を新設 農村に動力電気の導入(農漁村動力電気導入事業 昭52年まで)
〃 49年	広尾中央店(Aコープ店)を新設 甜酪事業で甜菜育苗施設を設置(紋別、野塚の両地区) 構造改善事業でバルククーラー、ミルクタンクローリー車を導入(昭52年まで)
〃 51年	車両整備工場の機能拡充(農機具修理施設を増設) 甜菜育苗施設を設置(幌地区) 種子馬鈴薯貯蔵および撰別施設の機能拡充(付帯倉庫を新設)
〃 52年	協同活動実践3ケ年計画の策定 乳牛 5,671頭、生乳生産量 16,000トンを達成
〃 53年	農協、共済組合創立30周年記念式典の開催 野塚支所(現野塚事業所)の新築 農協青年部が結成 新乳牛検定組合が設立
〃 54年	車両整備工場の機能拡充(農機具修理施設の機能整備) 生産資材倉庫の建設 生乳生産量 20,000トンを達成(20,565トン)
〃 55年	同報無線事業の開始(農家組合員全戸に無線機の設置、無線放送の開始) 酪農ヘルパー制度の実施 生乳集出荷施設の閉鎖
〃 56年	飲料乳加工事業の廃止と生乳の雪印大樹工場直送を開始 中野塚甜菜育苗施設を設置 協同活動実践3ケ年計画および地域農業振興3ケ年計画の策定 機械格納庫の建設
〃 58年	肉用牛集約肥育施設の建設(昭60年まで)…管理委託 婦人部設立30周年記念式典の開催
〃 59年	ホクレントラック事業の閉鎖 農家経済再建対策室の設置(機構改革による) 協同活動実践3ケ年計画および地域農業振興3ケ年計画の策定
〃 60年	広尾並木店(Aコープ店)の合理化…業務委託
〃 61年	農業総合事務所を新築…広尾町農村環境改善センターに併本所経済部事務所を改装 農協経営中期計画、第3次農業振興3ケ年計画の策定 種子馬鈴薯共撰場の新設

年 度	主 な る で き ご と
昭和62年	事務処理の電算化(十勝圏農業情報システムに加入) 広尾中央店(Aコープ店)を閉鎖
〃 63年	野塚支所業務の合理化(Aコープ店舗、給油所を業務委託し、事業所とする) 生乳生産量 25,000トン进行達成(26,389トン)
平成元年	本所、野塚事業所の金融店舗にC D機を設置 農業総生産高 40億円を達成 広尾給油所業務の電算化(ポスシステムの導入) 営農集団組織検討委員会を設置
〃 2年	本所生活店舗(Aコープ店)の改装 出資金持ち分不均衡是正に着手 酪農ヘルパー基金の拠出(南十勝3カ町村ヘルパー組合設立に参加)
〃 3年	農協経営中期計画、第4次農業振興3ケ年計画の策定 営農集団組織(生産部会)の発足 生乳生産量 30,000トン进行達成(30,840トン)
〃 4年	農協の愛称がJ Aに変更、C I推進運動の展開 生乳集送業務の合理化(一部委託) 青年部、婦人部の名称変更(J A青年部、J A婦人部) 南十勝ヘルパー組合に加入
〃 5年	農業情報ネットワークシステムの導入…農家組合員宅にF A X情報端末機を設置
〃 7年	広尾ショッピングセンター「るる店」にA T M機を設置 家畜登録業務を開始(十勝農業共済組合より業務移行) 共済事務のO A化
〃 8年	種子馬鈴薯選別工場の機能拡充(選別機械の更新…O A化) 家畜糞尿処理施設のモデルタイプを設置(野塚地区、豊似地区に各1ケ所)
〃 9年	J A婦人部の名称変更(J A女性部) 本所生活店舗(Aコープ店)の業務委託 生乳集送業務の合理化(全面委託) 乳房炎プロジェクトチームを組織
〃 10年	農協創立50周年記念式典、祝賀会、先駆者慰労会の開 集中豪雨で甚大な被害を受ける 畜魂碑の建立(実行委員会が主体) 農家看板の建設(促進委員会が主体…65戸に建設)
〃 11年	給油所燃料配送業務の合理化(一部委託) 信用評定委員会、広尾農業パワーアップ推進委員会を発足
〃 12年	ひろお農業パワーアップ農業振興計画(兼第7次広尾町農業振興計画)、農協経営中期計画を策定 燃料流通タンクの設置 生乳生産量40,000トン进行達成(40,502トン) 十勝管内で口蹄疫が発生 雪印乳業大樹工場製造脱脂粉乳による食中毒事件が発生
〃 13年	バルククーラーの個人有化 農事組合の再編成 ひろお農業パワーアップ委員会の発足 家畜生体輸送事業・燃料配送事業の全面委託化 国内初のB S Eが千葉県で発症 十勝管内全J Aが参画しての「J Aネットワーク十勝」が発足
〃 14年	広尾給油所の新設 本所事務所の改修 内部審査制度の導入 J A女性部結成50周年
〃 15年	常勤理事3名体制の確立 豊似給油所の新設 平成15年十勝沖地震発生 機構改革により2部体制
〃 16年	車両整備工場の改修 ミルクローリー車庫の新築
〃 17年	理事8人体制 貯金J A S T E Mシステムの導入 甜菜の本別製糖工場への直送開始 生乳生産調整による生乳安定対策の実施
〃 18年	第8次広尾町農業振興計画の策定 農協経営中期計画の策定 員外監事の選任 生乳計画生産の実施 牛乳消費拡大キャンペーンの実施
〃 19年	広尾給油所セミセルフ化 内部監査室の貯金残高50億円を達成 乳温監視システムの稼働
〃 20年	広尾給油所セルフ化 生産履歴システム(肥料高騰対策の実施)
〃 21年	豊似給油所、資材店舗(業務委託) 外国人研修生 農業総生産高50億円を達成 生乳生産量50,000トン进行達成(50,417トン)
〃 22年	農協有T M Rセンター設立臨時総会開催 第9次広尾町農業振興計画の策定 農協経営中期計画の策定 宮崎県で口蹄疫発生 個別所得補償制度の導入 記録的猛暑で被害を受ける 本所事務所外壁全面塗装
〃 23年	農協有T M Rセンター完成 東日本大震災発生(3月11日)および福島原子力発電放射能漏事故
〃 24年	農協有T M Rセンター供給開始 鳥獣被害防止総合対策事業による電機牧柵の設置
〃 25年	災害時緊急電源供給切替盤の設置 本所事務所改修による相談機能の充実 種子馬鈴薯選別工場の閉鎖
〃 26年	コントラクター組織の設立 農業総生産額60億円を達成
〃 27年	第10次広尾町農業振興計画の策定 農協経営中期計画の策定 2度の強風被害によるデントコーン倒伏甚大 貯金残高70億円を達成

年 度	主 な る で き ご と
平成28年	瞬間最大風速41.5mの強風による施設被害甚度重なる台風上陸による土砂流入、農作物流出や倒伏 農業総生産額70億円を達成 「サンタまるしえ」による野菜直売を週1回開催
〃 29年	貯金残高85億円を達成 Aコープサンタ村建て替え建設着手
〃 30年	Aコープサンタ村新築オープン 胆振東部地震による北海道全域停電「ブラックアウト」の発生 雪印大樹工場受入できず生乳を廃棄
令和元年	農業総生産額80億円を達成 貯金残高100億円を達成 5月に35.8度の最高気温を記録
〃 2年	3月に記録的な大雪 生乳生産量60,000トンを達成(62,950トン) 新型コロナウイルスの世界的な流行、緊急事態宣言の発令に伴い各種イベントの中止 第11次広尾町農業振興計画の策定 農協経営中期計画の策定
〃 3年	農業総生産額86億円を達成 生乳生産6万t達成記念「乳牛オブジェ」の設置
〃 4年	ロシアのウクライナ侵攻による物価上昇 生乳生産抑制による生乳安定対策の実施 生産資材価格高騰対策事業等の実施 農協感謝祭3年ぶりに開催
〃 5年	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げ パレスチナ・イスラエル戦争による物価上昇 生産抑制と夏の猛暑による生乳生産量の減少 生産資材価格高騰対策事業等の実施
〃 6年	農業総生産額98億円を達成 国際紛争や円安等の影響による生産資材価格の高止まり 食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正 生乳生産6万6千t達成
〃 7年	農業総生産額105億円を達成 生乳生産6万9千t達成 猛暑の影響によりチモシーの夏枯れが発生する 圃場管理実践チームが粗飼料栽培ガイドを作成、配布

X. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目	開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項		・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額 ・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高 ・主要な農業関係の貸出実績 ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ・貯貸率の期末値及び期中平均値 ◇有価証券に関する指標 ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高 ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高 ・有価証券の種類別の平均残高 ・貯証率の期末値及び期中平均値	
○業務の運営の組織	I-3①		
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤		
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥		
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦		
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧		
●主要な業務の内容			
○主要な業務の内容	I-2		
●主要な業務に関する事項			
○直近の事業年度における事業の概況	II-1		
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2		
	・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計) ・経常利益又は経常損失 ・当期剰余金又は当期損失金 ・出資金及び出資口数 ・純資産額 ・総資産額 ・貯金等残高 ・貸出金残高 ・有価証券残高 ・単体自己資本比率 ・剰余金の配当の金額 ・職員数		
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6		
◇主要な業務の状況を示す指標			
	・事業粗利益及び事業粗利益率 ・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支 ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・受取利息及び支払利息の増減 ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率		
◇貯金に関する指標			
	・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		
◇貸出金等に関する指標			
	・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高		
		○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 ○自己資本の充実の状況 ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ・有価証券 ・金銭の信託 ・デリバティブ取引 ・金融等デリバティブ取引 ・有価証券店頭デリバティブ取引 ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ○貸出金償却の額 ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	該当なし V III-7 III-8 III-9 I-3⑥

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

開示項目	記載項目
●開示項目	
○自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	5①、V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・CVAリスクに関する事項	V-7
・マーケット・リスクに関する事項	V-8
・オペレーショナル・リスクに関する事項	5④、V-9
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-10①
・金利リスクに関する事項	V-12
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②⑧
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	V-10②⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-11
・金利リスクに関する事項	V-12

広尾町農業協同組合定款

制定 昭和23年 3月31日

改正 昭和38年 7月17日 平成15年 4月10日
 昭和42年 7月17日 平成15年 5月26日
 昭和43年 9月 7日 平成16年 5月25日
 昭和44年 6月30日 平成17年 5月25日
 昭和46年 6月 4日 平成18年 5月25日
 昭和49年 7月18日 平成19年 4月20日
 昭和51年 6月 2日 平成20年 4月21日
 昭和51年 6月10日 平成21年 4月21日
 昭和53年 5月25日 平成22年 4月20日
 昭和55年 5月27日 平成24年 4月20日
 昭和56年 6月29日 平成26年 4月22日
 昭和57年 5月20日 平成28年 4月20日
 昭和58年 7月 5日 平成30年 4月20日
 平成 2年 2月10日 令和31年 4月23日
 平成 2年11月 1日 令和 2年 4月21日
 平成 5年 5月26日 令和 3年 4月20日
 平成 6年 6月 2日 令和 4年 4月20日
 平成11年 2月 2日 令和 5年 4月20日
 平成12年11月 2日 令和 6年 4月25日
 平成13年 9月 1日 令和 7年 4月22日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もつてその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、広尾町農業協同組合という。

(地 区)

第3条 この組合の地区は、北海道広尾町の区域とする。

(事務所)

第4条 この組合の主たる事務所は、北海道広尾郡広尾町字紋別19線51番地の20に置く。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ北海道帯広市において発行する北海道新聞に掲載する方法によってこれをする。

② 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。

③ 第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

(組合員に対する通知又は催告)

第6条 この組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその組合員の住所にその組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、そ

の場所又は連絡先にあててこれをする。

- ② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

- 1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
 - 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
 - 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
 - 5 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
 - 6 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
 - 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
 - 8 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業
 - 9 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
 - 10 農村工業に関する施設
 - 11 共済に関する施設
 - 12 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
 - 13 医療に関する施設
 - 14 老人の福祉に関する施設
 - 15 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
 - 16 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 17 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
 - 18 為替取引
 - 19 債務の保証
 - 20 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介（信用事業規程に定めるものに限る）
 - 21 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 22 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 23 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務
 - 24 前各号の事業に附帯する事業
- ② この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。
- 1 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人に対する資金の貸付け
 - 2 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

(員外利用)

第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第24号までの事業（第17号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、及び第20号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第12号の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲内とする。
- ③ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第7条第1項第9号の事業を利用させることができる。

(事業規程等)

第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第18号から第23号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。

② 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。

③ 第7条第1項第11号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。

(子会社)

第11条 この組合の事業を行う上で必要な場合には、子会社（法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。）を設けることができる。

② 前項の場合においては、組合は、子会社管理規程の定めるところに従い、その適切な運営管理に努めるものとする。

③ 前項の子会社管理規程は、理事会の決議を経てこれを定める。

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1 3ヘクタール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの

2 1年のうち150日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの

3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であつて、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの

2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第11号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であつて、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

3 この組合から第7条第1項第4号、第9号又は第17号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であつて、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

5 農業組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となつている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となつている団体であつて、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げる者を除く。）

④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができる。

(加 入)

第13条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 暴力団員等（別表第1項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表第2項各号の1に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約

2 自ら又は第三者を利用して第19条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないことの確約

- ② 前項の場合において、前条第2項第3号並びに第3項第4号及び第5号に該当するものは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 定款又はこれに代わるべき書類
 - 2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面
 - 3 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- ③ この組合は、前項の申込書を受け取った場合においてその加入を承諾しようとするときは、書面をもってその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。
- ④ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。
- ⑤ 組合員となろうとする者が、組合員たる資格を有するかどうか明らかでないときは、理事会においてこれを決定する。
- ⑥ 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項及び第3項の規定を準用する。ただし、第1項各号の表明及び確約並びに第2項各号に掲げる書類の提出は、これを必要としない。

(資格変動の申出)

第14条 組合員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があつたときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(法定代理人)

第14条 未成年者及び成年被後見人たる組合員は、その法定代理人を定めたときは、これを組合に届け出の2なければならない。

(持分の譲渡)

第15条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- ② 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第13条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第4項中「出資の払い込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第16条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後60日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- ② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第17条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日の2週間前から総会又は総会外選挙の終了する時までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

(脱 退)

第18条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

- ② 前項の規定に基づく請求があつたときは、組合はその請求の日から60日を経過した以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲り受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。
- ③ この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第15条の規定は適用しない。
- ④ この組合は、第2項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がいないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して2年を経過

する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資金を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

- ⑤ 第20条第2項の規定は、第2項の場合に準用する。
- ⑥ 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によつて脱退する。
 - 1 組合員たる資格の喪失
 - 2 死亡又は解散
 - 3 除名

(除 名)

第19条 組合員が、次の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1 1年間この組合の施設を全く利用しないとき
- 2 第22条及び第23条の規定による出資の払込み及び第24条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠つたとき
- 3 この組合の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下本項各号において同じ。）
- 4 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき
- 5 暴力的な要求行為をしたとき
- 6 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
- 7 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき
- 8 その他前各号に準ずる行為をしたとき
- ② 第13条第1項各号の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ③ 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもつて、これをその組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第20条 第18条第6項の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出と資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額を限度として持分を払い戻すものとする。

- ② 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第21条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得て、その出資の口数を減少することができる。

- ② 組合員が、その出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。

第4章 出資及び経費分担

(出資義務)

第22条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。

ただし、50,000口を超えることができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第23条 出資1口の金額は、金1,000円とし、全額一時払込みとする。

- ② 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(経費の賦課)

- 第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号（農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。）及び第15号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。
- ② 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつてこの組合に対抗することができない。
- ③ 第1項の賦課金の額、賦課方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

(賦課金の不変更)

- 第25条 この組合は、前条の賦課金について、組合員につきその賦課金額の算定の基準となつた事項に変更があつても、既に賦課した金額は、これを変更しない。

(過怠金)

- 第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納付の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年36.5パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。

第5章 役 職 員

(役員の数)

- 第27条 この組合に、役員として理事8人及び監事3人を置く。
- ② 理事のうち3人以上は、常勤とする。
- ③ 前項の理事及び監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。
- ④ 理事のうち2人は、この組合の業務につき学識経験を有する者をもって充てるものとする。
- ⑤ 監事のうち1人以上は、法第30条第14項に規定する者をもって充てるものとする。

(役員の不格事由)

- 第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。
- 1 未成年者
 - 2 法人
 - 3 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 4 破産手続き開始の決定を受け復権していない者
 - 5 法第30条の4第1項第3号に定める者
 - 6 法第30条の4第2項第2号に定める者
 - 7 前2号に掲げる者以外の者であつて、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。

(役員の選任)

- 第29条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより選任する。

(役員の改選請求)

- 第30条 正組合員は、正組合員の5分の1以上の連署をもつて、その代表者から役員の改選を請求することができる。
- ② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。
- ③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- ⑤ 第3項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、総会の日7日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- ⑥ 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(代表理事)

第31条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

(組合長及び常務理事)

第32条 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。

- ② 常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。また、常務理事は、必要に応じ、理事会の議決により、第27条第4項の理事のうちから選任する。
- ③ 組合長は、組合の業務を統括する。
- ④ 常務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定められた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑤ 理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- ② 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ③ 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにその事実を監事に報告しなければならない。
- ④ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子会社等（法第93条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子会社等の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ⑤ 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- ⑥ 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- ⑦ 第50条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。
- ⑧ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。
- ⑨ 理事が、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ⑩ 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。
- ⑪ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- ⑫ 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- ⑬ 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(役員の責任)

第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、農業経営受託規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない

- ② 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なくこれを他人に漏らしてはならない。

- ③ 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ④ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- ⑤ 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることに注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではない。
 - 1 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第36条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項について虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - 2 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ⑥ 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。

(役員の任期)

- 第35条 役員の任期は、就任後3年以内の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任並びに第30条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法第96条の規定による選任又は決議の取消しによる選任によつて選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。
- ② 前項ただし書の規定による選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
 - ③ 役員の数、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合についても同様とする。

(参 事)

- 第36条 この組合に参事1人を置くことができる。
- ② 参事は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を誠実に善良なる管理者の注意をもつて行わなければならない。

第6章 総 会

(総会の招集)

- 第37条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度1回4月又は5月に通常総会を招集する。
- ② 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。
 - 1 理事会が必要と認めたとき。
 - 2 正組合員が、その5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して招集を請求したとき
 - 3 正組合員が、第30条の規定により役員の改選を請求したとき
 - ③ 理事会は、前項第2号又は第3号の請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内の日を会日として、総会を招集すべきことを決しなければならない。
 - ④ 監事は、組合長若しくは組合長の職務を代理する者がいないとき、又は第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において組合長若しくは組合長の職務を代理する者が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、総会を招集する。

(総会の招集手続)

- 第38条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 1 総会の日時及び場所
 - 2 総会の目的である事項があるときは、その事項
 - 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
 - ② 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の10日前までに、正組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

- ③ 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び正組合員が議決権を行使するための書面（以下、「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。
- ④ 通常総会の招集の通知に際しては、正組合員に対し法第36条第7項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

（総会の決議事項）

第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 規約、信用事業規程、共済規程、農業経営信託規程の設定、変更及び廃止
- 3 第7条第1項第16号の団体協約の締結
- 4 この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更
- 5 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 6 理事及び監事の報酬
- 7 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告
- 8 解散、合併、法第70条第1項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）及び新設分割
- 9 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号及び第3号の事業（これらに付帯する事業含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、共済事業（第7条第1項第11号の事業（これに付帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡及び共済契約の包括移転
- 10 事業の全部又は重要な一部の譲受け、信用事業の全部又は一部の譲受け、共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること
- 11 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更
- 12 農業協同組合連合会又はその他の団体の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること
- 13 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退
- 14 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は法人若しくは団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫及び農業信用基金協会を除く。）に対して出資又は出えんをすること
- 15 法第35条の6第4項の規定による責任の免除
- 16 この組合の行う農業経営の内容に関すること
- 17 組合員の除名
- 18 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項
- ② 共済規程の変更のうち、農林水産省令で定める軽微な事項等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ③ 第1項第14号の株式の取得、出資又は出えんのうち、当該株式の取得、出資又は出えんの額が300万円以下である場合には、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

（総会の報告事項）

第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- 1 農林中央金庫と特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容
- 2 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容
- 3 総会で決議した事項の処理状況
- 4 前各号に定めるもののほか総会において必要と認めた事項

（総会の定足数）

第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす

- ② 前項に規定する正組合員の出席がないときは当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。

この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き決議することができる。

（緊急議案）

第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで及び第45条に規定する事項並びに役員の選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

（総会における役員の説明義務）

第43条 役員は、総会において、正組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りではない。

- 1 正組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- 2 その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- 3 正組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査することが必要である場合（その正組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの組合に対して通知した場合及びその事項について役員が説明するために必要な調査が著しく容易である場合を除く。）
- 4 正組合員が説明を求めた事項について説明することによりこの組合及びその他の者（正組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 5 正組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めた場合
- 6 前各号に掲げる場合のほか、正組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

（総会の決議方法及び議長）

第44条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- ② 議長は、総会において総会に出席した正組合員の中から正組合員がこれを選任する。
③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（総会の特別決議事項）

第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 解散、合併、包括承継及び新設分割
- 3 組合員の除名
- 4 事業の全部の譲渡、信用事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の包括移転であつて全部を移転するもの
- 5 法第35条の6第4項の規定による責任の免除
- 6 この組合の行う農業経営の内容に関すること
- 7 農業の経営を行う法人に係る株式の取得、出資又は出えんであつて、当該法人の議決権の過半を占めることとなるもの
- 8 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更

（総会の続行又は延期）

第46条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

- ② 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第38条の規定を適用しない。

（書面又は代理人による決議）

第47条 正組合員は、第38条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- ② 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする正組合員は、あらかじめ通知のあつた事項について議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、これらに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。
- ③ 第1項の規定により正組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員でなければならない。
- ④ 代理人は5人以上の組合員を代理することができない。
- ⑤ 代理人は代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（准組合員の意見の陳述）

第48条 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

（総会の議事録）

第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 1 開催の日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 出席した理事及び監事の氏名
- 4 議長の氏名
- 5 議事録を作成した理事の氏名
- 6 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第7章 理 事 会

（理事会の招集者）

第50条 理事会は、組合長が招集する。

- ② 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- ③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。
- ④ 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

（理事会の招集手続）

第51条 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる

（理事会の決議事項）

第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

- 1 業務を執行するための方針に関する事項
- 2 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 3 役員の選任に関する事項
- 4 参事の任免に関する事項
- 5 1件当たり300万円以上の固定資産の取得又は処分に関する事項
- 6 1件当たり300万円以上のリース取引による固定資産の賃借に関する事項
- 7 余裕金の運用の方針及び運用方法ならびに余裕金運用規程の設定、変更及び廃止に関する事項
- 8 コンプライアンス・プログラム（コンプライアンス・マニュアル含む）の設定及び変更

- 9 大口の信用の供与等（法第11条の8第1項に規定する信用の供与等（第14号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項
- 10 1組合員に対する信用の供与等（法第11条の8第1項に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の最高限度額及び組合員に対する貸付金の利率の最高限度
- 11 組合員以外の者1人に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員以外の者に対する貸付金の利率の最高限度
- 12 同一人（当該同一人と特殊の関係のある者（法第11条の8第1項に規定する者をいう。）を含む。）に対する信用の供与等の最高限度額
- 13 不良債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項
- 14 この組合の事業を行うために必要な株式の取得、出資又は出えん（総会が決定する事項を除く。）
- 15 子会社管理規程の設定、変更及び廃止
- 16 第39条第2項に規定する共済規程の変更
- 17 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書
- 18 法第54条の3の規定に基づくこの組合の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの組合及び子会社等につき連結して記載した業務及び財産の状況に関する説明書類
- 19 行政庁による検査及び監事による監査の結果に関する事項
- 20 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置
- 21 法第35条の7第1項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項
- 22 法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項
- 23 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項
- ② 理事は、前項第16号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。
- ③ 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - 1 自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき
 - 2 この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- ④ 理事は、前項各号の取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない
- ⑤ 第1項第21号の補償契約に規定する補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事会の報告事項）

第53条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

- 1 組合員の加入及び脱退の状況
- 2 取扱高その他この組合の事業の実施状況
- 3 余裕金の運用状況
- 4 内部統制（コンプライアンス・プログラム含む。）及びリスク管理に係る取組状況
- 5 子会社の経営状況
- 6 理事会の決議事項の処理状況
- 7 内部監査の結果
- 8 信用事業再編強化法第5条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項
- 9 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項

（理事会の決議方法及び議長）

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

- ② 前項の議事に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- ③ 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第1項の理事の数にこれを算入しない。

- ④ 組合長は、理事会の議長となる。
- ⑤ 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。
- ⑥ 前項の議事録を電磁的記録により作成する場合には署名又基記名押印に代わる措置として電子署名を行うものとする。
- ⑦ 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 1 開催の日時及び場所
 - 2 議事の経過の要領及び結果、（議案別の決議の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。）
 - 3 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - 4 理事会の議長の氏名
 - 5 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第8章 会 計

（事業年度）

第55条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

（会計区分）

第56条 この組合は、信用事業に係る会計及び共済事業に係る会計及び共済事業に係る会計をそれぞれ他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。

- ② 第7条第1項第8号の事業及び第18号から第20号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。

（余裕金の運用）

第57条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。

- 1 北海道信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫または漁業協同組合への預け金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得
- 3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に掲げる債券を除く。）の取得
- 4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（運用方法の特定したものを除く。）
- 5 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得
- 6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得
- 7 短期社債等の取得
- ② この組合は、前項第2号若しくは第3号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関へ信託することができる。
- ③ この組合が、第1項第3号から第7号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。
- ④ この組合が第1項第1号の規定により北海道信用農業協同組合連合会への預け金に運用する余裕金の総額は、この組合の余裕金総額の3分の2を下ってはならない。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、この組合の余裕金の運用は、余裕金運用規程の定めるところによるものとする。

（剰余金の処分）

第58条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、第61条の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

（利益準備金）

第59条 この組合は、出資総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これをてん補した後の残額。第61条及び第62条において同じ。）の5分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第60条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰入れないことができる。

(教育情報繰越金)

第61条 この組合は、第7条第1項第1号及び第15号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する金額以上の金額を翌事業年度に繰り越すものとする。

(任意積立金)

第62条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第59条の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

- ② 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。

(配 当)

第63条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めることによる。

- ② 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参酌して組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う。
- ③ この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。
- ④ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- ⑤ 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(配当金等の出資払込みへの充当)

第64条 出資の払込みを終わらない組合員に対する払込済出資額に応じて配当する剰余金はその払込みに充てることができる。

(損失金の処理)

第65条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金、資本準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第9章 雑 則

(残余財産の分配)

第66条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

- ② 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(規 約)

第67条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- 1 総会及び理事会に関する規定
- 2 業務の執行及び会計に関する規定
- 3 組合員に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 職員に関する規定
- 6 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

定款別表

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- ② 次の各号の1に該当する者
 - 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

附 則

- 1 この定款は（以下「新定款」という。）行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 新定款中「法第30条第12項」とあるのは、平成15年3月31日までは「法第30条第11項」と読み替えるものとする。
- 3 定款第35条（役員の任期）の規定の適用時期については、現に存在する役員の任期満了によって就任すべき役員から適用する。
- 4 第27条（役員の定数）の規定は、平成15年4月1日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、改正前の定款第28条の規定の例による。
- 5 この定款の変更は、平成15年5月26日から効力を生ずる。

附 則 （平成16年5月25日）

- 1 この定款の改正は、平成16年5月25日から施行する。
- 2 定款第27条の役員定数の変更については、役員全員の改選時点から適用する。

附 則 （平成17年5月25日）

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の第18条及び第20条第1項の規定は、平成17年4月1日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退について適用し、同日の属する事業年度以前における組合員の脱退については変更前の規定による。

附 則 （平成18年5月25日）

この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則 （平成19年4月20日）

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の第28条第1項第5号及び第6号の規定は、平成18年5月1日に現に役員である者が平成18年5月1日前に犯した法第30条の4に規定する民事再生法又は破産法若しくは証券取引法の罪により刑に処せられた場合におけるその者の平成18年5月1日以後の役員として継続する在任については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、変更後の第38条第1項第2号及び第3項並びに第47条第2項及び第49条の規定は、平成19年4月1日以降に招集の手続きが開始された総会から適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、変更後の第54条第5項から第7項までの規定は、平成19年4月1日以降に招集の手続きが開始された理事会から適用する。

附 則 （平成20年4月21日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （平成21年4月21日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （平成22年4月20日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （平成24年4月20日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （平成26年4月22日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （平成28年4月20日）

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 改正農協法の施行（平成28年4月1日）の際に現に存する回転出資金については、変更後の第23条備考、第72条備考ならびに第74条備考の規定の例による。ただし、この場合にあっては現に存する回転出資金に限るものとし、新たな回転出資を受けることはできない。

附 則 （平成30年 4月20日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （平成31年 4月23日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （令和2年 4月21日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （令和3年 4月20日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （令和4年 4月20日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （令和5年 4月20日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 則 （令和6年 4月25日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

前項の規定にかかわらず、第28条の改正は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月法律第67号）の施行日のいずれか遅い日に効力を生ずることとし、その間はおお従前の例による。

附 則 （令和7年 4月22日）

この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。